



## 第99期定時株主総会 招集ご通知

### 開催日時

2022年6月29日（水曜日）  
午前10時（受付開始 午前9時）

### 開催場所

東京都中央区銀座3丁目2番17号  
東映会館内 丸の内T O E I ①

### 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
- 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件
- 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件
- 第8号議案 退任取締役及び退任監査役に対する退職慰労金贈呈並びに退職慰労金制度の廃止に伴う取締役及び監査役に対する退職慰労金打切り支給の件
- 第9号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）等に対する業績連動型株式報酬制度の額及び内容決定の件
- 第10号議案 当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（買取防衛策）継続の件

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から株主総会会場へのご来場についてはお控えいただくことをご検討くださいますようお願い申し上げます。

議決権につきましては、書面又はインターネット等による事前行使をご活用くださいますよう強くご推奨申し上げます。

皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

### 目次

招集ご通知	1
事業報告	5
計算書類	20
連結計算書類	22
監査報告書	24
株主総会参考書類	32

株主総会にご出席の株主様への「お土産」はご用意しておりません。  
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

株 主 各 位

東京都中央区銀座3丁目2番17号  
**東 映 株 式 会 社**  
取締役社長 手塚 治

## 第99期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第99期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネット等により議決権を行使できますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいませ、3ページの「議決権行使についてのご案内」をご確認のうえ、2022年6月28日（火曜日）午後6時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 2022年6月29日（水曜日）午前10時  
※ 受付開始 午前9時
  2. 場 所 東京都中央区銀座3丁目2番17号  
東映会館内 丸の内T O E I ①  
(末尾掲載の会場ご案内図をご参照ください。)
  3. 目的事項  
報告事項
    - 1.第99期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件
    - 2.第99期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 剰余金の処分の件
  - 第2号議案 定款一部変更の件
  - 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件
  - 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
  - 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
  - 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件
  - 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件
  - 第8号議案 退任取締役及び退任監査役に対する退職慰労金贈呈並びに退職慰労金制度の廃止に伴う取締役及び監査役に対する退職慰労金打切り支給の件
  - 第9号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）等に対する業績連動型株式報酬制度の額及び内容決定の件
  - 第10号議案 当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件

以 上

- ◎当日ご出席される場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申し上げます。
- ◎次に掲げる事項につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.toei.co.jp/company/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。従いまして、本招集ご通知の添付書類は、監査報告及び会計監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。
- ①事業報告の「Ⅰ 会社の現況に関する事項」の「主要な事業所」、「Ⅴ 会社の体制及び方針」の「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」及び「会社の支配に関する基本方針」
  - ②計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」
  - ③連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
- ◎事業報告、計算書類、連結計算書類及び株主総会参考書類に修正すべき事項が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

### 新型コロナウイルス感染予防に関するお知らせ

株主総会にご出席される株主様は、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用などの感染予防策にご配慮賜りますようお願い申し上げます。

なお、株主総会会場において、役員及び当社スタッフがマスクを着用等させていただくほか、感染拡大防止のための必要な対応（株主様の間隔を確保するため、入場者数を制限して入場をお断りする場合があること等）を講じることがありますことをご理解くださいますようお願い申し上げます。

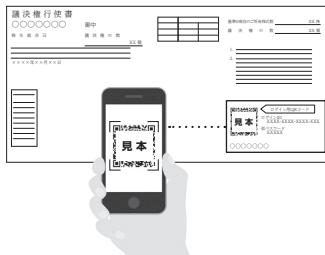


# インターネット等による議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

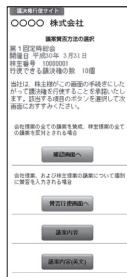
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



**QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。**

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

機関投資家の皆様へ

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

## ログインID・仮パスワードを入力する方法

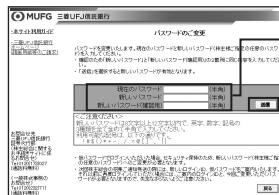
議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力  
「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する。



「新しいパスワード」を入力  
「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
0120-173-027  
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

〔添付書類〕

## 事業報告 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

※ 百万円単位で記載した金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

### I 会社の現況に関する事項

#### 1. 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大により、断続的に緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が発出され、国内外の経済活動や個人消費が著しく制限されるなど、景気の先行きは依然として不透明な状況で推移いたしました。

このような状況のなかで当社は、新型コロナウイルス感染症拡大防止策を徹底しながら、映像営業・催事営業・不動産事業・ホテル営業の各部門におきまして、堅実な営業施策の遂行に努めました。その結果、当事業年度の売上高は377億5千4百万円（前年度比16.8%増）、営業利益は6億8千万円（前事業年度は営業損失4億3千4百万円）、経常利益は29億7千9百万円（前年度比62.5%増）となり、また、特別利益として固定資産売却益を、特別損失として関係会社株式評価損等を計上いたしまして、当期純利益は22億4千3百万円（前年度比56.7%増）となりました。

次に各部門別の概況をご報告申し上げます。

#### 〔映像営業部門〕

映画製作配給業は、劇場用映画の提携製作を行い、当事業年度は別表記載の番組を配給いたしました。このうち、「いのちの停車場」「孤狼の血 LEVEL2」「科捜研の女 -劇場版-」「映画トロピカル〜ジュ！プリキュア 雪のプリンセスと奇跡の指輪！」「老後の資金がありません！」「牛首村」等がヒットしました。

(別表)

提携製作作品	
1	いのちの停車場
2	胸が鳴るのは君のせい
3	映画 さよなら私のクラマー ファーストタッチ
4	劇場版 七つの大罪 光に呪われし者たち
5	セイバー+ゼンカイジャー スーパーヒーロー戦記
6	映画おしりたんてい スフーレ島のひみつ／深海のサバイバル！
7	孤狼の血 LEVEL2
8	科捜研の女 -劇場版-
9	総理の夫
10	劇場版 ルパンの娘
11	映画トロピカル〜ジュ！プリキュア 雪のプリンセスと奇跡の指輪！
12	老後の資金がありません！
13	仮面ライダー ビヨンド・ジェネレーションズ
14	大怪獣のあとしまつ
15	牛首村
16	ブルーサーマル
17	映画おしりたんてい シリアーティ

映画興行業は、直営劇場において上映作品のうち「いのちの停車場」「孤狼の血 LEVEL2」等が堅調に稼働いたしました。当事業年度末の直営劇場数は、前年度末と同数の4館であります。なお、映画興行業につきましては、当社子会社・(株)ティ・ジョイによるシネマコンプレックス（共同経営含め21サイト210スクリーン）の運営が、事業の中心となっております。

テレビ事業は、各局間の激しい視聴率競争により番組編成の多様化が進むなか、受注市場は厳しい状況にありましたが、作品内容の充実と受注本数の確保に努め、当事業年度は60分もの「相棒」「科捜研の女」など66本、30分もの「仮面ライダーセイバー」「トロピカル〜ジュ！プリキュア」など159本、ワイド・スペシャルもの「管理官キング」など23本の計248本を製作してシェアを維持し、また「機界戦隊ゼンカイジャー」「仮面ライダーセイバー」「仮面ライダーリバイス」などキャラクターの商品化権営業も堅調でした。

コンテンツ事業は、劇場用映画等の地上波・BS・CS放映権及びビデオ化権の販売に加え、スマートフォンやタブレット端末向け配信サービスに映像ソフトの供給を行い、その結果、旧作テレビ時代劇の放映権販売、テレビ映画「相棒」シリーズ等やAmazonプライム・ビデオをはじめとしたVOD事業者向けのコンテンツ販売が好調でした。また、「東映特撮ファンクラブ」における会員数の増加が売上に寄与しました。ビデオソフト販売においては、当社子会社・東映ビデオ(株)との連携を密にして、DVD・ブルーレイディスクあわせて409作品を発売し、「仮面ライダー」シリーズのDVD、ブルーレイディスク販売が好調でした。

国際営業は、劇場用映画・テレビ映画等の海外販売、「魔進戦隊キラメイジャー」などテレビ映画の海外向け商品化権販売とともに、「ボヘミアン・ラプソディ」など外国映画のテレビ放映権の輸入販売を行い、順調に推移しました。

そのほか、教育映像事業は、教育映像の製作配給等を行い、2021年教育映像祭において「シェアしてみたらわかったこと」が最優秀作品賞を受賞したほか、劇場用映画「破戒」の受注製作を行いました。

撮影所関連営業及びデジタルセンターは、劇場用映画・テレビ映画等の受注製作、部分請負等を行いました。

以上により、当部門の売上高は277億7千5百万円（前年度比14.3%増）となりました。

## 〔催事営業部門〕

催事営業は、新型コロナウイルス感染症拡大のなか、各種イベントで人数制限を行いつながらの実施となり、大変厳しい状況にありました。このような状況のなか「古代エジプト展」「ムーミンコミックス展」をはじめ、様々なジャンルの展示型イベント、ライブイベントや舞台演劇、人気キャラクターショーなど各種イベントの提供を行うとともに、映画関連商品やオンラインサイトによるイベント商品の通信販売を行うなど積極的な営業活動を展開いたしました結果、当部門の売上高は45億6千万円（前年度比64.8%増）となりました。

## 〔不動産事業部門〕

不動産賃貸業は、賃料水準が上昇線を描く状況には至らず、一部テナントの家賃減免、賃料改定等の対応もあり、全体的に厳しい状況が続きました。当事業年度は、引き続き「東映太秦映画村」「プラッツ大泉」「オズスタジオシティ」「渋谷東映プラザ」「新宿三丁目イーストビル」「E～maビル」「広島東映プラザ」等の賃貸施設が稼働しました。

以上により、当部門の売上高は43億7百万円（前年度比2.0%減）となりました。

## 〔ホテル営業部門〕

ホテル業においては、新型コロナウイルス感染症の影響で、業界環境は非常に厳しい状況に陥っております。当事業年度は、客室をテレワーク、貸オフィス等として多様な利用目的にあわせて販売し、飲食展開においてはテイクアウトやデリバリーを行うなど、収益の確保に向けて積極的な営業活動を展開いたしました結果、売上高は11億1千1百万円（前年度比30.4%増）となりました。

## 2. 資金調達の状況

当事業年度に、運転資金として10億円、不動産購入資金として55億円をそれぞれ金融機関より借り入れました。

## 3. 設備投資の状況

当事業年度に実施した設備投資の総額は65億7千8百万円で、その主なものは賃貸施設「新宿三丁目イーストビル」の追加取得費用であります。

## 4. 対処すべき課題

『全世界で人々に愛されるエンタテインメントの創造発信』の理念の下、組織体制の強化や人材採用・育成、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組みながら、積極的な事業展開を図ってまいります。

以下、各部門別の対処すべき課題をご報告申し上げます。

映像営業部門につきましては、当社の柱である劇場用映画を中心とした大型作品・期待作品を確実にヒットさせ、二次利用での万全な有効活用により収益の最大化を目指してまいります。業績に大きく貢献している「仮面ライダー」「スーパー戦隊」シリーズについては、さらなる活性化を図り、あわせて新規IP・キャラクター開発とグローバル展開に取り組んでまいります。また、東西両撮影所のデジタル化推進により自然災害や疫病などの外的要因にも強い継続性のある自立した製作体制を構築し、多様なエンタテインメントの発信拠点としていきます。

催事営業部門につきましては、人気キャラクターイベントや文化催事を柱としながら、需要が高まっている配信を含めたライブイベント事業や、オンラインを中心とした商品販売事業等、多種多様な事業に注力してまいります。

不動産事業部門につきましては、賃貸収益の安定確保のため、所有不動産のリニューアル実施や、新規開発案件の発掘に注力してまいります。引き続き「東映太秦映画村」におきましては、グループの力を結集してさらなる集客力の強化を目指してまいります。

ホテル営業部門につきましては、サービスの向上と効率化に努めるとともに、テレワーク対応等の新たな需要の掘り起こしに取り組み、稼働率の上昇と収益の向上を目指してまいります。

以上のような取り組みにより、さらなる企業価値の向上を目指してまいりますので、株主の皆様におかれましては、なにとぞ引き続き格別のご支援とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

## 5. 財産及び損益の状況の推移

区 分	第96期 (2019年3月期)	第97期 (2020年3月期)	第98期 (2021年3月期)	第99期 (当事業年度) (2022年3月期)
売 上 高 (百万円)	46,827	48,276	32,313	37,754
経 常 利 益 (百万円)	6,642	6,652	1,832	2,979
当 期 純 利 益 (百万円)	4,453	5,826	1,431	2,243
1株当たり当期純利益 (円)	345.47	451.99	111.09	174.04
総 資 産 (百万円)	137,963	140,540	146,608	150,812
純 資 産 (百万円)	76,392	78,806	85,433	88,656
1株当たり純資産 (円)	5,926.39	6,113.96	6,628.25	6,878.56

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

## 6. 重要な子会社の状況 (2022年3月31日現在)

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主要な事業内容
東映アニメーション株式会社	2,867 <sup>百万円</sup>	41.0 % (6.8)	各種アニメーション映画の製作・販売
東映ビデオ株式会社	27	100.0 (63.0)	各種ビデオソフトの製作・販売
株式会社ティ・ジョイ	3,000	50.7 (8.0)	シネマコンプレックスの企画、開発、経営
株式会社東映テレビ・プロダクション	20	100.0	テレビ映画の製作

(注) 議決権比率には、( ) 内に表示した間接所有の議決権比率が含まれております。

## 7. 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

### 映像営業部門

映画製作配給業 劇場用映画の製作及び配給

映画興行業 映画劇場の経営

テレビ事業 テレビ映画等の製作、キャラクターの商品化権営業

コンテンツ事業 各種映画の著作権営業、ビデオソフト等の販売

国際営業 各種映画の輸出入

教育映像事業 教育映像の製作配給及び受注製作

撮影所関連営業 各種映画の受注製作

デジタルセンター ポストプロダクション（編集から完成までの仕上工程）業務の請負、映像製作における技術・手法等の研究開発

### 催事営業部門

イベントの提供、映画関連商品の製作販売

### 不動産事業部門

不動産の賃貸及び販売

### ホテル営業部門

ホテルの経営

## 8. 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

区分	従業員数	前年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	271 名	+ 2 名	43.4 歳	16.5 年
女性	94	+ 7	39.7	16.4
計又は平均	365	+ 9	42.5	16.5

(注) 受入出向者1名を含み、嘱託41名及び出向者17名を除いております。

## 9. 主要な借入先 (2022年3月31日現在)

借入先	借入残高
株式会社三井住友銀行	15,070 百万円
東映アニメーション株式会社	6,000

## II 会社の株式に関する事項 (2022年3月31日現在)

### 1. 株式数

- (1) 発行可能株式総数 30,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 14,768,909株

### 2. 株主数

6,197名 (前年度末比 98名減)

### 3. 大株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社 テレビ朝日ホールディングス	2,528 <sup>千株</sup>	19.6%
株式会社 TBS テレビ	1,215	9.4
株式会社 バンダイナムコホールディングス	1,035	8.0
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	903	7.0
JP MORGAN CHASE BANK 380815	699	5.4
東急株式会社	600	4.7
株式会社 フジ・メディア・ホールディングス	572	4.4
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	514	4.0
日本テレビ放送網株式会社	480	3.7
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	390	3.0

- (注) 1. 千株未満は切り捨てて表示しております。  
 2. 当社は、自己株式1,880,056株を保有しておりますが、上記大株主からは除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### Ⅲ 会社役員に関する事項

#### 1. 取締役及び監査役の状況（2022年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 取締役会長	多 田 憲 之	株式会社 東急レクリエーション 社外取締役
代表取締役 取締役社長	手 塚 治	映像本部長兼テレビ事業部門統括 株式会社 ティ・ジョイ 代表取締役社長 株式会社 テレビ朝日ホールディングス 社外取締役 株式会社 テレビ朝日 取締役
常務取締役	和 田 耕 一	経理部長兼経営戦略部担当
常務取締役	吉 村 文 雄	コンテンツ事業部門担当兼コンテンツ企画営業部長
取 締 役	村 松 秀 信	企画調整部長
取 締 役	白 倉 伸一郎	テレビ第二営業部長
取 締 役	篠 原 智 士	映画宣伝部長
取 締 役	田 中 聡	人事労政部長
取 締 役	吉 元 央	事業推進部長兼事業推進地区統括部長、事業推進管理部長
取 締 役	樋 田 謙治郎	監査部長兼総務部長
取 締 役	野 本 弘 文	東急株式会社 代表取締役会長 東急不動産ホールディングス株式会社 取締役 株式会社 東急レクリエーション 取締役 株式会社 三菱UFJフィナンシャル・グループ 社外取締役
取 締 役	早 河 洋	株式会社 テレビ朝日ホールディングス 代表取締役会長・CEO 株式会社 テレビ朝日 代表取締役会長・CEO兼社長・COO
常勤監査役	有 川 俊	
監 査 役	安 田 健 二	
監 査 役	神 津 信 一	神津・山田税理士法人 税理士、代表社員 日本税理士会連合会 会長 株式会社 ランドコンピュータ 社外取締役
監 査 役	塩 生 朋 子	四谷共同法律事務所 弁護士 パルシステム共済生活協同組合連合会 監事（員外監事）

- (注) 1. 取締役野本弘文、早河 洋の両氏は、社外取締役であります。  
2. 監査役神津信一、塩生朋子の両氏は、社外監査役であります。  
3. 当事業年度中に次のとおり取締役及び監査役の異動がありました。
- (1) 就任 (2021年6月29日付)  
監査役 塩生 朋子
  - (2) 退任 (2021年6月29日付辞任)  
監査役 黒田 純吉
  - (3) 地位の異動  
(2021年6月16日付)  
代表取締役 多田 憲之 (従来・取締役相談役)  
取締役会長  
(2021年6月29日付)  
常務取締役 和田 耕一 (従来・取締役)  
常務取締役 吉村 文雄 (従来・取締役)
  - (4) 担当の異動 (2021年4月1日付)  
取締役 吉村 文雄 コンテンツ事業部門担当兼コンテンツ企画営業部長  
(従来・コンテンツ事業部長兼ビデオ営業部門担当)
4. 監査役安田健二氏は、過去に当社の経理部門において、長年にわたり業務に携わっており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
5. 監査役神津信一氏は、税理士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
6. 取締役野本弘文及び監査役神津信一、塩生朋子の各氏は、東京証券取引所の規則に定める独立役員としてそれぞれ同取引所に届け出ております。  
7. 塩生朋子氏の戸籍上の氏名は美坂朋子であります。

## 2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、各社外取締役及び各社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額であります。

## 3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、取締役、監査役、執行役員及びその他会社法上の重要な使用人を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

当該保険契約では、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

#### 4. 取締役及び監査役の報酬

##### (1) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月12日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

##### ① 基本報酬に関する方針

###### イ 月額報酬

固定報酬（確定額の報酬）として、株主総会において決議された報酬限度額の範囲内において、各取締役の役位・職責・成果、従業員の給与・賞与・昇給等の水準、最近事業年度の経営成績目標に対する到達度、過去の支給実績などを総合的に勘案し、報酬額を決定する。代表取締役社長は、この方針に基づいた個人別の報酬案の作成を担当部署に指示するとともに、作成された個人別の報酬案の内容を検討したうえで、修正及び最終決定を行う。

###### ロ 退職慰労金

原則として、別に定める取締役退職慰労金内規の基準に従い相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈することとし、具体的な金額、贈呈の時期、方法等については取締役会に委任することを株主総会に提案する。その後、株主総会決議に基づく取締役会決議により、取締役退職慰労金内規において定められた範囲内で、具体的な金額、贈呈の時期、方法等を決定することを代表取締役社長に再委任し、代表取締役社長が最終決定を行う。

##### ② 業績連動報酬等に関する方針

業績連動報酬等は導入していないため、該当なし。

##### ③ 非金銭報酬等に関する方針

非金銭報酬等は導入していないため、該当なし。

##### ④ 報酬等の割合に関する方針

月額報酬及び退職慰労金が個人別の報酬等の額の全部を占める。

##### ⑤ 報酬等の付与時期や条件に関する方針

###### イ 月額報酬

固定報酬は金銭とし、在任中に、原則として毎月一定の時期に支払う。

###### ロ 退職慰労金

上記①のロの通り。

##### ⑥ 報酬等の委任に関する事項

取締役会は、代表取締役社長 手塚 治（映像本部長兼テレビ事業部門統括）に対し、個人別の月額報酬の最終決定及び退職慰労金に関する最終決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。

## (2) 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	対象人員	報 酬 額
取 締 役 (うち社外取締役)	12名 (2)	208百万円 (12)
監 査 役 (うち社外監査役)	5 (3)	33 (9)
計	17	242

- (注) 1. 上記支給額には、当事業年度に係る退職慰労引当金として積立てた69百万円（取締役66百万円、監査役3百万円）を含んでおります。
2. 上記の取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与140百万円（賞与47百万円を含む）は含まれておりません。
3. 上記の取締役の支給人員には、2021年6月29日開催の第98期定時株主総会の終結の時をもって退任した社外監査役1名を含んでおります。
4. 上記支給額のほか、2021年6月29日開催の第98期定時株主総会決議に基づき、退職慰労金（甲慰金）を退任取締役1名に対して362百万円、退任社外監査役1名に対して5百万円支給しております。
5. 2007年6月28日開催の第84期定時株主総会において、取締役に対する報酬限度額（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）は月額35百万円以内（うち社外取締役1百万円以内）、監査役に対する報酬限度額は月額5百万円と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は15名（うち社外取締役1名）、監査役の員数は5名です。

## 5. 社外役員に関する事項

### (1) 社外役員の重要な兼職の状況及び当社との関係（2022年3月31日現在）

氏名	重要な兼職の状況
野本弘文 (社外取締役)	東急株式会社 代表取締役会長 東急不動産ホールディングス株式会社 取締役 株式会社 東急レクリエーション 取締役 株式会社 三菱UFJフィナンシャル・グループ 社外取締役
早河洋 (社外取締役)	株式会社 テレビ朝日ホールディングス 代表取締役会長・CEO 株式会社 テレビ朝日 代表取締役会長・CEO兼社長・COO
神津信一 (社外監査役)	神津・山田税理士法人 税理士、代表社員 日本税理士会連合会 会長 株式会社 ランドコンピュータ 社外取締役
塩生朋子 (社外監査役)	四谷共同法律事務所 弁護士 パルシステム共済生活協同組合連合会 監事（員外監事）

- (注) 1. 社外取締役野本弘文氏は、東急株式会社の代表取締役会長を兼務しており、同社は当社普通株式600,000株（発行済株式の総数の4.1%）を、当社は同社普通株式1,000,142株（発行済株式の総数の0.2%）をそれぞれ保有しております。
2. 社外取締役野本弘文氏は、株式会社 東急レクリエーションの取締役を兼務しており、同社は当社普通株式38,000株（発行済株式の総数の0.3%）を、当社は同社普通株式125,267株（発行済株式の総数の2.0%）をそれぞれ保有しております。また、同社は当社の事業の一部と同一部類の事業を行っており、当社は同社との間に映画料の受取等の取引があります。
3. 社外取締役野本弘文氏は、株式会社 三菱UFJフィナンシャル・グループの社外取締役を兼務しており、当社は同社普通株式242,650株（発行済株式の総数の0.0%）を保有しております。
4. 社外取締役野本弘文氏は、東急不動産ホールディングス株式会社の取締役を兼務しており、当社と同社との間には特別な関係はありません。
5. 社外取締役早河洋氏は、株式会社 テレビ朝日ホールディングスの代表取締役会長・CEOを兼務しており、同社は当社普通株式2,528,100株（発行済株式の総数の17.1%）を、当社は同社普通株式18,522,900株（発行済株式の総数の17.1%）をそれぞれ保有しております。また、同社は当社の持分法適用の関連会社かつその他の関係会社であります。
6. 社外取締役早河洋氏は、株式会社 テレビ朝日の代表取締役会長・CEO兼社長・COOを兼務しております。同社は当社の事業の一部と同一部類の事業を行っており、当社は同社との間にテレビ番組の製作受託等の取引があります。
7. 社外監査役神津信一氏は、神津・山田税理士法人の税理士、代表社員及び日本税理士会連合会の会長並びに株式会社 ランドコンピュータの社外取締役を兼務しており、当社とこれら法人との間には特別な関係はありません。
8. 社外監査役塩生朋子氏は、四谷共同法律事務所の弁護士及びパルシステム共済生活協同組合連合会の監事（員外監事）を兼務しており、当社とこれら法人等との間には特別な関係はありません。

## (2) 当事業年度における主な活動状況

氏名	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
野本弘文 (社外取締役)	取締役会は13回開催中11回に出席し、企業グループの経営上参考となる事項等について発言を行っております。また、経営の専門家としての経験・見識をもとに、取締役会において定期的に、自身が経営に携わる企業グループの取り組み等について報告するなど、専門的な立場から監督、助言等を行い、適切な役割を果たしております。
早河洋 (社外取締役)	取締役会は13回開催中11回に出席し、企業グループの経営上参考となる事項等について発言を行っております。また、経営の専門家としての経験・見識をもとに、取締役会において定期的に、自身が経営に携わる企業グループの取り組み等について報告するなど、専門的な立場から監督、助言等を行い、適切な役割を果たしております。
氏名	出席状況及び発言状況
神津信一 (社外監査役)	取締役会は13回開催中12回に、監査役会は13回開催中12回に出席し、議案等に関連した発言を行っております。
塩生朋子 (社外監査役)	塩生朋子氏は、2021年6月29日開催の定時株主総会において選任されました。取締役会は9回開催中8回に、監査役会は9回開催中8回に出席し、議案等に関連した発言を行っております。

## IV 会計監査人の状況

### 1. 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

### 2. 会計監査人に対する報酬等の額

(1) 当事業年度に係る報酬等の額

66百万円

(2) 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

122百万円

- (注) 1. 監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料の入手、報告を受け、過年度における会計監査の職務遂行状況や報酬額の推移、並びに当事業年度の会計監査人の監査計画の内容及び報酬見積りの算定根拠等を確認し、検討したうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記(1)の金額にはこれらの合計額を記載しております。

### 3. 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### 4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると認められる場合には、監査役の全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告いたします。また、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会は会計監査人の解任又は不再任に関する株主総会の議案の内容を決定いたします。

# 貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(資産の部)		百万円	(負債の部)		百万円
<b>流動資産</b>		<b>17,476</b>	<b>流動負債</b>		<b>29,198</b>
現金及び預金		4,187	支払手形		283
受取手形		1	買掛金		4,843
売掛金		5,581	短期借入金		12,000
商品及び製品		491	1年内返済予定の長期借入金		6,100
仕掛品		4,087	未払金		2,280
原材料及び貯蔵品		320	未払法人税等		120
その他金		2,816	前受金		358
貸倒引当金		△11	賞与引当金		437
<b>固定資産</b>		<b>133,335</b>	契約負債		1,508
<b>有形固定資産</b>		<b>75,825</b>	その他の負債		1,266
建物		23,487	<b>固定負債</b>		<b>32,957</b>
構築物		419	長期借入金		10,195
機械及び装置		498	繰延税金負債		4,810
土地		50,434	再評価に係る繰延税金負債		7,969
建設仮勘定		346	退職給付引当金		2,560
その他		640	役員退職慰労引当金		530
<b>無形固定資産</b>		<b>129</b>	長期預り保証金		6,050
投資その他の資産		57,379	その他の負債		840
投資有価証券		34,580	<b>負債合計</b>		<b>62,155</b>
関係会社株		20,792	(純資産の部)		
長期滞留債		1,234	<b>株主資本</b>		<b>62,245</b>
前払年金費		1,129	資本金		11,707
その他の		842	資本剰余金		13,872
貸倒引当金		△1,199	資本準備金		5,297
			その他資本剰余金		8,575
			<b>利益剰余金</b>		<b>43,690</b>
			利益準備金		2,926
			その他利益剰余金		40,763
			固定資産圧縮積立金		902
			繰越利益剰余金		39,861
			<b>自己株式</b>		<b>△7,024</b>
			評価・換算差額等		26,411
			その他有価証券評価差額金		14,902
			土地再評価差額金		11,508
			<b>純資産合計</b>		<b>88,656</b>
<b>資産合計</b>		<b>150,812</b>	<b>負債・純資産合計</b>		<b>150,812</b>

## 損益計算書 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

	百万円
売上高	37,754
売上原価	25,966
売上総利益	11,787
販売費及び一般管理費	11,107
営業利益	680
営業外収益	2,460
受取利息及び配当金	2,324
その他	136
営業外費用	162
支払利息	112
支払手数料	43
その他	6
経常利益	2,979
特別利益	718
固定資産売却益	718
特別損失	1,562
減損損失	991
貸倒引当金繰入額	209
関係会社株式評価損	172
固定資産除却損	13
その他	175
税引前当期純利益	2,135
法人税、住民税及び事業税	33
法人税等調整額	△141
当期純利益	2,243

# 連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(資産の部)		(負債の部)	
	百万円		百万円
<b>流動資産</b>	<b>129,483</b>	<b>流動負債</b>	<b>55,649</b>
現金及び預金	81,631	支払手形及び買掛金	28,567
受取手形、売掛金及び契約資産	23,775	短期借入金	7,570
商品及び製品	1,571	1年内返済予定の長期借入金	3,133
仕掛品	17,648	未払法人税等	3,201
原材料及び貯蔵品	425	賞与引当金	1,182
その他の	4,493	その他の	11,995
貸倒引当金	△62	<b>固定負債</b>	<b>31,784</b>
<b>固定資産</b>	<b>219,077</b>	長期借入金	7,217
<b>有形固定資産</b>	<b>89,264</b>	再評価に係る繰延税金負債	7,969
建物及び構築物	35,661	役員退職慰労引当金	844
機械装置及び運搬具	1,408	役員株式給付引当金	100
工具、器具及び備品	1,051	退職給付に係る負債	4,825
土地	49,851	長期預り保証金	4,726
リース資産	809	その他の	6,100
建設仮勘定	480	<b>負債合計</b>	<b>87,433</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>1,087</b>	<b>(純資産の部)</b>	
<b>投資その他の資産</b>	<b>128,726</b>	株主資本	165,723
投資有価証券	114,288	資本金	11,707
長期貸付金	412	資本剰余金	22,598
退職給付に係る資産	2,103	利益剰余金	142,457
繰延税金資産	202	自己株式	△11,040
差入保証金	2,740	その他の包括利益累計額	35,040
その他の	9,193	その他有価証券評価差額金	23,310
貸倒引当金	△215	繰延ヘッジ損益	△1
		土地再評価差額金	11,508
		為替換算調整勘定	533
		退職給付に係る調整累計額	△310
		非支配株主持分	60,363
		<b>純資産合計</b>	<b>261,127</b>
<b>資産合計</b>	<b>348,561</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>348,561</b>



# 「計算書類に係る会計監査人 監査報告書」 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月23日

東映株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 理  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 石田 大輔  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東映株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第99期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。))について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 「連結計算書類に係る会計監査人 監査報告書」 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月23日

東映株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 理  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 石田 大輔  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東映株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東映株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。  
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。  
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第99期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月23日

東映株式会社 監査役会

常勤監査役	有	川	俊	Ⓔ	
監査役	安	田	健	Ⓔ	
社外監査役	神	津	信	Ⓔ	
社外監査役	塩	生	朋	子	Ⓔ

以上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な政策の一つと考えておきまして、経営基盤の強化と財務体質の改善をはかるとともに、経営成績等も勘案しつつ、継続的で安定した配当を実施することを目指しております。

当期の期末配当につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けたことによる業績、企業体質の強化及び今後の事業展開等を勘案し、昨年に引き続き、1株につき30円とさせていただきますたく存じます。

なお、中間配当金として1株につき30円をお支払いいたしておりますので、年間の配当金は1株につき60円となります。

#### 1. 期末配当に関する事項

##### (1) 配当財産の種類

金銭

##### (2) 配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金30円 総額386,665,590円

##### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月30日

#### 2. その他の剰余金の処分に関する事項

該当事項はありません。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

- (1) 当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会参考書類等の電子提供措置が認められるとともに、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることになりました。これに伴い、所要の変更を行うものであります。
- (3) その他、上記変更に伴う条数の変更等、所要の変更を行うものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものいたします。また、現行定款35条の変更につきましては監査役全員の同意を得ております。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
第1条～第3条 (省略) (機関)	第1条～第3条 (現行どおり) (機関)
第4条 本会社は株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。	第4条 本会社は株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
1. 取締役会	1. 取締役会
2. <u>監査役</u>	2. <u>監査等委員会</u>
3. <u>監査役会</u>	(削 除)
4. 会計監査人	3. 会計監査人
第5条 (省略)	第5条 (現行どおり)
第2章 株式	第2章 株式
第6条～第13条 (省略)	第6条～第13条 (現行どおり)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第14条～第16条 (省略)</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第17条 本会社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第18条～第19条 (省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(定員)</p> <p>第20条 本会社の取締役は22名以内とする。</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第14条～第16条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第17条 本会社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>本会社は電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>第18条～第19条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(定員)</p> <p>第20条 本会社の取締役<u>(監査等委員であるものを除く。)</u>は15名以内とする。</p> <p><u>本会社の監査等委員である取締役は5名以内とする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(選任)</p> <p>第21条 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会において、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</p> <p>任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了するときまでとする。</p> <p><u>増員のため選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了するときまでとする。</u></p> <p>(取締役会の招集)</p> <p>第23条 取締役会招集の通知は会日の5日前に各取締役及び各監査役に対して発することを要する。但し緊急の場合はこれを短縮することができる。</p>	<p>(選任)</p> <p>第21条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会において、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任期)</p> <p>第22条 取締役 (<u>監査等委員であるものを除く。)</u>の任期は、選任後<u>1年</u>以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</p> <p><u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</u></p> <p>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了するときまでとする。</p> <p><u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始のときまでとする。</u></p> <p>(取締役会の招集)</p> <p>第23条 取締役会招集の通知は会日の5日前までに各取締役に対して発することを要する。但し緊急の場合はこれを短縮することができる。</p>

現行定款	変更案
<p>第24条 (省略)</p> <p>(役付取締役)</p> <p>第25条 本会社には取締役会の決議により取締役社長1名を置き、必要に応じて取締役会長1名並びに取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を置くことができる。</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第26条 取締役会はその決議によって代表取締役を選定する。但し取締役社長は代表取締役でなければならない。</p> <p>第27条～第28条 (省略) (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第5章 <u>監査役及び監査役会</u> (定員)</p> <p>第29条 本会社の監査役は5名以内とする。</p>	<p>第24条 (現行どおり)</p> <p>(役付取締役)</p> <p>第25条 本会社には取締役会の決議により<u>取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>の中から取締役社長1名を置き、必要に応じて取締役会長1名並びに取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を置くことができる。</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第26条 取締役会はその決議によって<u>取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。但し取締役社長は代表取締役でなければならない。</p> <p>第27条～第28条 (現行どおり) <u>(報酬等)</u></p> <p>第29条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として本会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第30条 本会社は会社法第399条の13第6項の規定により、<u>取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定を取締役<u>(監査等委員であるものを除く。)</u>に委任することができる。</p> <p>第5章 <u>監査等委員会</u> (削除)</p>



現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第6章 取締役及び監査役の責任免除 (社外取締役及び社外監査役との責任限定契約)</p> <p>第35条 本社は会社法第427条第1項の規定により、社外取締役及び社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。</p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第36条～第39条 (省略) (新 設) (新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第6章 取締役の責任免除 (責任限定契約)</p> <p>第34条 本社は会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。) との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。</p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第35条～第38条 (現行どおり) 附 則 (監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>第1条 <u>第99期定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第35条の定めるところによる。</u></p> <p style="text-align: center;">(電子提供措置等に関する経過措置)</p> <p>第2条 <u>第99期定時株主総会の決議による変更前の定款第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び本定款第17条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、第99期定時株主総会の決議による変更前の定款第17条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>本条の規定は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（12名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）8名の選任をお願いしたいと存じます。本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	地位・職位	候補者属性	取締役会出席状況
1	ただ のりゆき 多田 憲之	代表取締役会長	再任	13/13回
2	てづか おさむ 手塚 治	代表取締役社長	再任	12/13回
3	わだ こういち 和田 耕一	常務取締役	再任	13/13回
4	よしむら ふみお 吉村 文雄	常務取締役	再任	13/13回
5	の もと ひろふみ 野本 弘文	社外取締役	再任 社外 独立役員	11/13回
6	はやかわ ひろし 早河 洋	社外取締役	再任 社外	11/13回
7	こじま ゆうじ 小嶋 雄嗣	顧問	新任	—
8	かまた ゆうや 鎌田 裕也	執行役員	新任	—

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	<p>ただのりゆき 多田憲之 (1949年9月6日生)</p> <p>再任</p> <p>取締役会出席状況 13回/13回</p>	<p>1972年4月 当社に入社 1997年6月 当社北海道支社長 2000年7月 当社映画宣伝部長 2008年1月 当社秘書部長 2008年6月 当社執行役員に就任 2010年6月 当社取締役に就任 2012年6月 当社総務部長兼監査部長 2013年6月 当社監査部担当 2013年6月 当社常務取締役に就任 2014年4月 当社代表取締役社長に就任 2014年6月 当社映像本部長に就任 2020年6月 当社取締役相談役に就任 2021年6月 当社代表取締役会長に就任 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) ㈱東急レクリエーション社外取締役</p>	1,000株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>多田憲之氏は、2010年に当社取締役に就任し、2014年から代表取締役社長、現在は代表取締役会長を務めており、長きに亘り陣頭に立って経営の指揮を執ってまいりました。経営全般に対する豊富な知識と経験を有し、当社経営の監督を適切に行うことができると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			
2	<p>てづかおさむ 手塚治 (1960年3月1日生)</p> <p>再任</p> <p>取締役会出席状況 12回/13回</p>	<p>1983年4月 当社に入社 2007年6月 当社テレビ第一営業部長代理 2009年6月 当社テレビ第一営業部長 2010年6月 当社執行役員に就任 2012年6月 当社取締役に就任 2012年6月 当社テレビ企画制作部長 2013年2月 当社テレビ管理部長 2016年6月 当社常務取締役に就任 2016年6月 当社テレビ事業部門担当 2020年6月 当社代表取締役社長に就任 (現任) 2020年6月 当社映像本部長 (現任) 兼テレビ事業部門統括 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) ㈱ティ・ジョイ代表取締役社長 ㈱テレビ朝日ホールディングス社外取締役 ㈱テレビ朝日取締役</p>	500株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>手塚 治氏は、2012年に当社取締役に就任し、現在は代表取締役社長を務めており、陣頭に立って経営の指揮を執ってまいりました。経営全般に対する豊富な知識と経験を有し、当社経営の監督を適切に行うことができると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	お だ こう いち <b>和田 耕 一</b> (1965年9月5日生)  <b>再任</b> 取締役会出席状況 13回/13回	1988年 4月 当社に入社 2011年 6月 当社経理部長代理 2014年 6月 当社経理部長 (現任) 2016年 6月 当社執行役員に就任 2018年 6月 当社取締役に就任 2020年 6月 当社経営戦略部担当 (現任) 2021年 6月 当社常務取締役に就任 (現任)	200株
取締役候補者とした理由 和田耕一氏は、2018年に当社取締役に就任し、現在は常務取締役経理部長兼経営戦略部担当を務めており、財務・会計全般、管理分野において幅広い知識・経験を有しております。当社経営の監督を適切に行うことができると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			
4	よし むら ふみ お <b>吉村 文 雄</b> (1965年2月3日生)  <b>再任</b> 取締役会出席状況 13回/13回	1988年 4月 当社に入社 2014年 6月 当社コンテンツ事業部長代理 2016年 6月 当社コンテンツ事業部長 2018年 6月 当社執行役員に就任 2020年 6月 当社取締役に就任 2020年 6月 当社ビデオ営業部門担当 2021年 4月 当社コンテンツ事業部門担当 (現任) 兼コンテンツ企画営業部長 (現任) 2021年 6月 当社常務取締役に就任 (現任)	100株
取締役候補者とした理由 吉村文雄氏は、2020年に当社取締役に就任し、現在は常務取締役コンテンツ事業部門担当兼コンテンツ企画営業部長を務めており、各種映像の著作権事業に関する幅広い知識・経験を有しております。当社経営の監督を適切に行うことができると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
5	<p style="text-align: center;">の　も　と　ひろ　ふみ 野　本　弘　文 (1947年9月27日生)</p> <p style="text-align: center;">再任　社外 独立役員</p> <p>取締役会出席状況 11回/13回</p>	<p>1971年4月 東京急行電鉄(株) (現・東急(株)) に入社 2007年6月 同社取締役 に就任 2008年7月 同社常務取締役 に就任 2008年1月 同社専務取締役 に就任 2010年6月 同社代表取締役専務取締役 に就任 2011年4月 同社代表取締役社長 に就任 2014年6月 当社取締役 に就任 (現任) 2015年6月 東京急行電鉄(株) (現・東急(株)) 社長執行役員 に就任 2018年4月 同社代表取締役会長 に就任 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 東急(株)代表取締役会長 東急不動産ホールディングス(株)取締役 (株)東急レクリエーション取締役 (株)三菱UFJフィナンシャル・グループ社外取締役</p>	400株
<p>社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要</p> <p>野本弘文氏は、東急株式会社の代表取締役会長として一流企業グループの経営を経験され、その豊富な経験、知識を活かした様々な助言をいただくこと、また、経営に一層の緊張感をもたらされることなどを期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。</p>			
6	<p style="text-align: center;">はや　かわ　ひろし 早　河　洋 (1944年1月1日生)</p> <p style="text-align: center;">再任　社外</p> <p>取締役会出席状況 11回/13回</p>	<p>1967年4月 (株)日本教育テレビ (現・(株)テレビ朝日ホールディングス) に入社 1999年6月 同社取締役 に就任 2001年6月 同社取締役 に就任 2005年6月 同社代表取締役専務 に就任 2007年6月 同社代表取締役副社長 に就任 2009年6月 同社代表取締役社長 に就任 2012年6月 当社取締役 に就任 (現任) 2014年6月 (株)テレビ朝日ホールディングス代表取締役会長 (現任) ・ CEO (現任) に就任</p> <p>(重要な兼職の状況) (株)テレビ朝日ホールディングス代表取締役会長・CEO (株)テレビ朝日代表取締役会長・CEO兼社長・COO</p>	0株
<p>社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要</p> <p>早河洋氏は、株式会社テレビ朝日ホールディングスの代表取締役会長・CEOとして一流企業グループの経営を経験され、当社の主要な事業の1つでありますテレビ事業に関係した豊富な経験、知識を活かした様々な助言をいただくこと、また、経営に一層の緊張感をもたらされることなどを期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同社は当社の特定関係事業者(関連会社)であり、同氏は、その業務執行者であります。同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって10年となります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
7	小嶋雄嗣 (1959年6月28日生) 新任	1984年4月 当社に入社 2005年6月 当社テレビ企画制作部チーフプロデューサー 2009年6月 (株)東映テレビ・プロダクションに出向 2014年6月 同社専務取締役 に就任 2021年6月 当社顧問 (大泉地区担当) に就任 (現任)	200株
<b>取締役候補者とした理由</b> 小嶋雄嗣氏は、2021年に当社顧問に就任し、現在は顧問 (大泉地区担当) を務めており、映像事業全般において幅広い知識・経験を有しております。当社経営の監督を適切に行うことができると判断し、新たに取締役として選任をお願いするものであります。			
8	鎌田裕也 (1968年4月2日生) 新任	1991年4月 当社に入社 2015年6月 当社不動産開発部長代理 2016年6月 当社不動産開発部長兼不動産営業部長 2018年6月 当社執行役員に就任 (現任) 2021年6月 当社不動産戦略部長 (現任)	200株
<b>取締役候補者とした理由</b> 鎌田裕也氏は、2018年に当社執行役員に就任し、現在は執行役員不動産戦略部長を務めており、不動産事業全般において幅広い知識・経験を有しております。当社経営の監督を適切に行うことができると判断し、新たに取締役として選任をお願いするものであります。			

(注) 1. 取締役候補者と当社との間の特別の利害関係について

- (1) 手塚 治氏は、株式会社ティ・ジョイの代表取締役社長を兼務しており、当社は同社との間に映画の配給及び建物賃貸などの取引があります。  
同氏は、株式会社テレビ朝日ホールディングスの社外取締役を兼務しており、同社は当社の持分法適用の関連会社かつその他の関係会社であります。  
同氏は、株式会社テレビ朝日の取締役を兼務しており、同社は当社の事業の一部と同一部類の事業を行っており、当社は同社との間にテレビ番組の製作受託等の取引があります。
- (2) 多田憲之氏は、株式会社東急レクリエーションの社外取締役を兼務しており、同社は当社の事業の一部と同一部類の事業を行っており、当社は同社との間に映画料の受取等の取引があります。
- (3) 野本弘文氏は、株式会社東急レクリエーションの取締役を兼務しており、同社は当社の事業の一部と同一部類の事業を行っており、当社は同社との間に映画料の受取等の取引があります。
- (4) 早河 洋氏は、株式会社テレビ朝日ホールディングスの代表取締役会長・CEOを兼務しており、同社は当社の持分法適用の関連会社かつその他の関係会社であります。  
同氏は、株式会社テレビ朝日の代表取締役会長・CEO兼社長・COOを兼務しており、同社は当社の事業の一部と同一部類の事業を行っており、当社は同社との間にテレビ番組の製作受託等の取引があります。
- (5) 他の取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 野本弘文、早河 洋の両氏は、社外取締役候補者であります。
3. 野本弘文氏は、東京証券取引所の規則に定める独立役員として同取引所に届け出ております。同氏の選任が承認された場合、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
4. 当社は、野本弘文、早河 洋の両氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、法令が規定する額を限度額として、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。両氏の選任が承認された場合、当社は両氏との間で当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結しており、各候補者の選任が承認され、取締役就任された場合、当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約の内容の概要等は事業報告14ページをご参照ください。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	地位・職位	候補者属性	取締役会出席状況
1	ほりぐち まさひろ 堀口 政浩	執行役員	新任	—
2	こうづ しんいち 神津 信一	社外監査役	新任 社外 独立役員	12/13回
3	しおいけ ともこ 塩生 朋子	社外監査役	新任 社外 独立役員	8/9回
4	さとう ひとし 佐藤 仁		新任 社外 独立役員	—

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	<p>ほりぐちまさひろ 堀口政浩 (1960年9月6日生)</p> <p style="text-align: center;">新任</p>	<p>1985年4月 当社に入社 2010年7月 当社経営戦略部長代理 2011年8月 当社経営戦略部長(現任) 2012年6月 当社秘書部長 2014年6月 当社執行役員に就任(現任)</p>	0株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>堀口政浩氏は、2014年に当社執行役員に就任し、現在は執行役員経営戦略部長を務めており、グループの経営戦略・資本戦略において幅広い知識・経験を有しております。豊富な経験と幅広い見識を活かし、当社経営の監査機能を強化すべく、監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。</p>			
2	<p>こうづしんいち 神津信一 (1949年7月6日生)</p> <p style="text-align: center;">新任 社外</p> <p style="text-align: center;">独立役員</p> <p>取締役会出席状況 12回/13回</p>	<p>1980年4月 税理士登録 1980年7月 神津信一税理士事務所開設、所長に就任 2005年6月 東京税理士会副会長 2005年7月 日本税理士会連合会常務理事 2006年6月 当社監査役に就任(現任) 2010年1月 KMG税理士法人(現 神津・山田税理士法人)開設、代表社員に就任(現任) 2011年6月 東京税理士会会長 2011年7月 日本税理士会連合会副会長 2015年7月 日本税理士会連合会会長(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 神津・山田税理士法人 税理士、代表社員 日本税理士会連合会 会長 (株)ランドコンピュータ 社外取締役</p>	300株
<p>社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要</p> <p>神津信一氏は、税理士としての豊富な経験を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を兼ね備えておられます。税務の専門家である同氏から様々な助言をいただくこと、また、経営に一層の緊張感がもたらされることを期待し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。</p> <p>なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により監査等委員である社外取締役として、その職務を適切に遂行していただけると判断しております。</p> <p>同氏は、現在、当社社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって16年となります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	しお いね とも こ <b>塩生 朋子</b> (1975年6月20日生) 新任 社外 独立役員 取締役会出席状況 8回/9回	1999年4月 厚生省(現・厚生労働省)に入省 2008年9月 新司法試験合格 2009年12月 司法修習終了 弁護士登録(第二東京弁護士会所属) 2010年1月 四谷共同法律事務所入所(現任) 2015年6月 パルシステム共済生活協同組合連合会監事(員外監事)(現任) 2021年6月 当社監査役に就任(現任) (重要な兼職の状況) 四谷共同法律事務所 弁護士 パルシステム共済生活協同組合連合会 監事(員外監事)	0株

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

塩生朋子氏は、弁護士としての豊富な経験を有し、企業法務をはじめ法務全般に関する専門的な知見を兼ね備えておられます。法律の専門家である同氏から様々な助言をいただくこと、また、経営に一層の緊張感をもたらされることを期待し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、過去に会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により監査等委員である社外取締役として、その職務を適切に遂行していただけるかと判断しております。同氏は、現在、当社社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終了の時をもって1年となります。

4	さとう ひとし <b>佐藤 仁</b> (1951年7月7日生) 新任 社外 独立役員	1975年4月 東京急行電鉄(株)(現・東急(株))に入社 1995年10月 (株)東急レクリエーションに入社 1997年3月 同社取締役に就任 2002年5月 同社常務取締役に就任 2006年3月 同社専務取締役に就任 2007年3月 同社代表取締役社長に就任 2014年3月 同社取締役会長に就任 2016年3月 同社取締役相談役に就任 2017年3月 同社相談役に就任(現任)	0株
---	---	---	----

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

佐藤 仁氏は、株式会社東急レクリエーションの経営を長く経験され、当社の主要な事業であります映画興行業や不動産事業に関係した豊富な経験・知識をお持ちであります。同氏から様々な助言をいただくこと、また、経営に一層の緊張感をもたらされることを期待し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 佐藤 仁氏は、株式会社東急レクリエーションの相談役を兼務しており、同社は当社の事業の一部と同一種類の事業を行っており、当社は同社との間に映画料の受取等の取引があります。
2. 他の候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 神津信一、塩生朋子及び佐藤 仁の各氏は、社外取締役候補者であります。
4. 塩生朋子氏は2021年6月29日開催の第98期定時株主総会において新たに選任されたため、取締役会への出席状況については就任後の開催回数で記載しております。
5. 塩生朋子氏の戸籍上の氏名は美坂朋子であります。
6. 神津信一、塩生朋子の両氏は、東京証券取引所の規則に定める独立役員として同取引所に届け出ております。両氏の選任が承認された場合、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。佐藤 仁氏の選任が承認された場合、当社は同氏を東京証券取引所の規則に定める独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
7. 当社は、神津信一、塩生朋子の両氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、法令が規定す

る額を限度額として、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。神津信一、塩生朋子及び佐藤 仁の各氏の選任が承認された場合、当社は神津信一、塩生朋子の両氏との間で上記契約を継続する予定であり、佐藤 仁氏との間で上記契約を新たに締結する予定であります。

8. 当社は、保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結しており、各候補者の選任が承認され、監査等委員である取締役<sup>1</sup>に就任された場合、当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約の内容の概要等は事業報告14ページをご参照ください。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

## 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案における選任の効力は、当該選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとさせていただきますと存じます。また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
かみ むら けん じ 神 村 謙 二 (1943年10月6日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">社外</div>	1971年2月 (株)日本教育テレビ(現・(株)テレビ朝日ホールディングス)に入社 1999年6月 全国朝日放送(株)(現・(株)テレビ朝日ホールディングス)取締役編成制作本部編成局長に就任 2001年6月 同社常務取締役社長室長に就任 2004年6月 (株)テレビ朝日(現・(株)テレビ朝日ホールディングス)取締役に就任 2004年6月 (株)ビーエス朝日代表取締役社長に就任 2010年6月 同社取締役相談役に就任 2012年6月 同社相談役に就任 2014年6月 同社相談役を退任	0株

補欠の社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

神村謙二氏は、テレビ朝日グループの会社の経営を長く経験され、当社の主要な事業の一つでありますテレビ事業に関係した豊富な経験、知識をお持ちであります。同氏から様々な助言をいただくこと、また、経営に一層の緊張感がもたらされることを期待し、補欠の社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 神村謙二氏と当社との間に特別の利害関係はありません。  
2. 神村謙二氏は、補欠の社外取締役候補者であります。  
3. 神村謙二氏の選任が承認され、同氏が監査等委員である取締役に就任された場合、当社は同氏を東京証券取引所の規則に定める独立役員として同取引所に届け出る予定であります。  
4. 神村謙二氏の選任が承認され、同氏が監査等委員である取締役に就任された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、法令が規定する額を限度額として、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。  
5. 当社は、保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結しており、神村謙二氏の選任が承認され、同氏が監査等委員である取締役に就任された場合、当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約の内容の概要等は事業報告14ページをご参照ください。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

## 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。当社の取締役の報酬額は、2007年6月28日開催の第84期定時株主総会において、月額35百万円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を定めることとし、その報酬額を、これまでの取締役の報酬額及び昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額450百万円以内（うち社外取締役分20百万円以内）とさせていただきます、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する具体的な個別の金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとしたいと存じます。なお、当該報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたいと存じます。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は8名（うち社外取締役2名）となります。

当社は、各取締役の役位・職責・成果、従業員の給与・賞与・昇給等の水準、最近事業年度の経営成績目標に対する到達度、過去の支給実績などを総合的に勘案し、報酬額を決定することを基本方針としており、上記報酬額は相当であると考えております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたいといたします。

## 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、監査等委員である取締役の報酬額を年額70百万円以内とさせていただきます、各監査等委員である取締役の具体的な個別の金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとしたいと存じます。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと4名となります。

上記報酬額は、監査等委員である取締役の職責の重要性を勘案して決定されており、相当であると考えております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたいといたします。

## 第8号議案 退任取締役及び退任監査役に対する退職慰労金贈呈並びに退職慰労金制度の廃止に伴う取締役及び監査役に対する退職慰労金打切り支給の件

本総会終結の時をもって任期満了により取締役を退任される村松秀信、白倉伸一郎、篠原智士、田中聡、吉元央及び樋田謙治郎の各氏及び任期満了により監査役を退任される有川俊、安田健二の両氏に対し、在任中の労に報いるため、当社所定の基準に従い相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈することといたしたく、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は、退任取締役については取締役会に、退任監査役については第4号議案「監査等委員である取締役4名選任の件」の承認可決を条件として監査等委員である取締役の協議にご一願いたいと存じます。

当社の基準は内規により定められておりまして、退任取締役の場合には、最終報酬月額に役位別支給率（2.5～5.0）を掛け、さらに在任年数を掛けたものが基本額となります。退任監査役の場合には、常勤・非常勤の別によって1年ごとの定額が定められており、その定額に在任年数を掛けたものが基本額となります。いずれも、在任年数には上限が設けられており、また、個別の事情を考慮して基本額に増額又は減額をすることができませんが、増額の場合には30%が上限となります。

退任取締役及び退任監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
村松秀信	2012年6月 当社取締役に就任、現在に至る
白倉伸一郎	2012年6月 当社取締役に就任、現在に至る
篠原智士	2014年6月 当社取締役に就任、現在に至る
田中聡	2016年6月 当社取締役に就任、現在に至る
吉元央	2016年6月 当社取締役に就任、現在に至る
樋田謙治郎	2016年6月 当社取締役に就任、現在に至る
有川俊	2019年6月 当社常勤監査役に就任、現在に至る
安田健二	2018年6月 当社常勤監査役に就任 2019年6月 当社監査役に就任、現在に至る

また、当社は、コーポレートガバナンス強化の一環として役員報酬制度の見直しを行った結果、2022年5月24日開催の取締役会において、役員退職慰労金制度を本総会終結の時をもって廃止することを決議いたしました。

これに伴い、第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件」の

承認可決を条件として重任予定の取締役多田憲之、手塚治、和田耕一、吉村文雄、野本弘文及び早河洋の各氏及び第4号議案「監査等委員である取締役4名選任の件」をご承認いただくことを条件として、監査等委員である取締役に就任される監査役神津信一、塩生朋子の両氏に対し、本総会終了時までの在任中の労に報いるため、当社所定の基準に従い、総額350百万円以内において退職慰労金を打ち切り支給することといたしたいと存じます。

なお、支給の時期につきましては、各氏の退任の時とし、その具体的金額及び支給方法等は、取締役については取締役会に、監査役については第4号議案「監査等委員である取締役4名選任の件」の承認可決を条件として監査等委員である取締役の協議にご一任願いたいと存じます。また、本議案に基づく支給は、当社の役員報酬等の内容の決定に関する方針等（本招集通知15ページのとおりです。）、その他諸般の事情を考慮して決定いたしますので、相当であると判断しております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

打ち切り支給の対象となる取締役及び監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
た だ のり ゆき 多 田 憲 之	2010年6月 当社取締役に就任 2013年6月 当社常務取締役に就任 2014年4月 当社代表取締役社長に就任 2020年6月 当社取締役相談役に就任 2021年6月 当社代表取締役会長に就任、現在に至る
て づか おさむ 手 塚 治	2012年6月 当社取締役に就任 2016年6月 当社常務取締役に就任 2020年6月 当社代表取締役社長に就任、現在に至る
わ だ こう いち 和 田 耕 一	2018年6月 当社取締役に就任 2021年6月 当社常務取締役に就任、現在に至る
よし むら ふみ お 吉 村 文 雄	2020年6月 当社取締役に就任 2021年6月 当社常務取締役に就任、現在に至る
の ちと ひる ふみ 野 本 弘 文	2014年6月 当社社外取締役に就任、現在に至る
はや かわ ひろし 早 河 洋	2012年6月 当社社外取締役に就任、現在に至る
こう づ しん いち 神 津 信 一	2006年6月 当社社外監査役に就任、現在に至る
しお いけ とも こ 塩 生 朋 子	2021年6月 当社社外監査役に就任、現在に至る

## 第9号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）等に対する業績連動型株式報酬制度の額及び内容決定の件

### 1. 提案の理由

当社の取締役の報酬は、「基本報酬」及び「退職慰労金」で構成されていますが、コーポレートガバナンス強化の一環として役員報酬制度の見直しを行い、2022年5月24日開催の取締役会において、本総会終結の時をもって取締役及び監査役を対象とした退職慰労金制度を廃止することといたしました。その一方で、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社の取締役（監査等委員である取締役、社外取締役及び国内非居住者を除く。以下本議案において同じ。）及び執行役員（国内非居住者を除く。取締役と併せて、以下「取締役等」という。）を対象に、以下に記載の新たな株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入したいと存じます。

本議案は、第6号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件」が承認可決された場合における報酬限度額とは別枠で、本制度に基づく報酬を支給する旨のご承認をお願いするものでありますが、本制度は、当社業績及び株主価値との連動性を明確にし、中長期的な業績向上と企業価値の増大への貢献意欲を高めること及び株価の変動によるリターンとリスクを株主の皆様と共有することを目的としており、導入は相当であると考えております。

第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件」が原案通り承認可決されますと、本制度の対象となる当社の取締役は6名となります。また、本制度の対象となる取締役を兼務しない執行役員は12名となる予定であります。

なお、上記のとおり、本制度は、執行役員も対象としており、本制度に基づく報酬には、執行役員に対する報酬も含まれますが、本議案ではそれらの執行役員が本制度の対象期間中に新たに取締役に就任する可能性があることを踏まえ、本制度に基づく報酬の全体につき、取締役等の報酬等として、その額及び内容を提案するものであります。

本議案が原案どおり承認可決された場合、今後の当社の取締役等の報酬体系は、「基本報酬」及び「業績連動型株式報酬」により構成されることとなります。

### 2. 議案の内容

#### (1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金員を原資として当社株式が信託を通じて取得され、取締役等に当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）の交付及び給付（以下「交付等」という。）が行われる株式報酬制度です。

本制度の対象となる当社株式等の交付等の対象者	・当社の取締役（監査等委員である取締役、社外取締役及び国内非居住者を除く）及び執行役員（国内非居住者を除く）
------------------------	--

本制度の対象となる当社株式が発行済株式の総数に与える影響	
当社が拠出する金員の上限（下記(2)のとおり）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3事業年度を対象として600百万円。</li> </ul>
本信託から取締役等に交付等がなされる当社株式等の数の上限及び当社株式の取得方法（下記(2)及び(3)のとおり）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 取締役等に付与される1事業年度当たりのポイントの総数の上限は、19,000ポイント（1ポイントは当社株式1株）</li> <li>・ 取締役等に付与される1事業年度当たりのポイントの総数の上限に相当する株式数の発行済株式総数（2022年3月31日時点。自己株式控除後）に対する割合は、0.14%</li> <li>・ 当社株式は株式市場または当社（自己株式処分）から取得。当初は株式市場より取得する予定</li> </ul>
業績達成条件の内容（下記(3)のとおり）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 毎事業年度の業績目標に対する達成度等に応じて変動</li> <li>・ 当初の対象期間においては、単体営業利益及び親会社株主に帰属する当期純利益等の達成率等を指標として採用予定</li> </ul>
取締役等に対する当社株式等の交付等の時期（下記(4)のとおり）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原則、当社の取締役等を退任する時</li> </ul>

## (2) 当社が拠出する金員の上限

本制度は、連続する3事業年度（以下「対象期間」という。）を対象とします。当初は、2023年3月31日で終了する事業年度から2025年3月31日で終了する事業年度までを対象とします。

当社は、対象期間ごとに、600百万円を上限とする金員を、取締役等への報酬として拠出し、一定の要件（以下「受益者要件」という。）を満たした取締役等を受益者とする信託期間3年間の信託（以下「本信託」という。）を設定（後記の信託期間の延長を含む。以下、本議案において同じ。）します。

本信託は、信託管理人の指図に従い、信託された金員を原資として当社株式を株式市場または当社（自己株式処分）から取得します。当社は、対象期間中、取締役等に対し、下記(3)に定めるとおりポイントの付与を行い、このポイントに相当する当社株式等の交付等を本信託から行います。

なお、本信託の信託期間の満了時において、新たな本信託の設定に代えて信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、本信託を継続することがあります。その場合、信託期間を3年間延長し、信託期間の延長以降の3事業年度を対象期間とします。当社は、延長された信託期間ごとに、600百万円の範囲内で追加拠出を行い、引き続き延長された信託

期間中、取締役等に対するポイントの付与を継続し、本信託は、延長された信託期間中、当社株式等の交付等を継続します。この信託期間の延長は、一度に限らず、その後も同様に再延長することがあります。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式（取締役等に付与されたポイントに相当する当社株式で交付等が未了であるものを除く。）及び金銭（以下「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と取締役等への報酬として当社が追加拠出する信託金の合計額は、600百万円の範囲内とします。

また、信託期間の満了時（上記の信託期間の延長が行われた場合には延長後の信託期間の満了時）に信託契約の変更及び追加信託を行わない場合には、それ以降、取締役等に対する新たなポイント付与は行われません。ただし、当該時点で受益者要件を満たす可能性のある取締役等が在任している場合には、当該取締役等に対する当社株式等の交付が完了するまで、一定期間に限り、本信託の信託期間を延長させることがあります。

#### (3) 取締役等に対して交付等を行う当社株式等の数の算定方法及び上限

取締役等に対して交付等を行う当社株式等の数は、対象期間中に取締役等に毎年付与するポイントにより定めます。毎年付与するポイントは、毎事業年度における役位及び業績目標の達成度等に応じて定まり、付与される累積ポイント数に応じて当社株式等の交付等を行います。

なお、1ポイント当たりの当社株式数は1株とします。ただし、信託期間中に当社株式の株式分割・株式併合等のポイントの調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合、分割比率・併合比率等に応じて、1ポイント当たりの当社株式数を調整します。

取締役等に付与する1事業年度当たりのポイントの総数の上限は、19,000ポイントとします。ポイントの総数の上限は、上記(2)の信託金の上限額を踏まえて、過去の当社の株価水準や動向等を参考に設定しています。

#### (4) 取締役等に対する当社株式等の交付等の方法及び時期

受益者要件を充足した取締役等は、所定の受益権確定手続きを行うことにより、退任した時点における上記(3)に基づき算出される数の当社株式等の交付等を受けるものとします。

このとき、当該取締役等は、所定の受益権確定手続きを行うことにより、累積ポイント数の一定の割合に相当する数の当社株式について交付を受け、残りの累積ポイント数に相当する数の当社株式については本信託内で換価処分したうえで、本信託から換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

なお、取締役等が信託期間中に死亡した場合は、死亡後に算定される累積ポイント数に相当する数の当社株式について、その全てを本信託内で換価処分したうえで、当該取締役等の相続人が本信託から換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

#### (5) 本信託内の当社株式に関する議決権

本信託内の当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権を行使しないものとします。

- (6) 本信託内の当社株式の配当金の取扱い  
本信託内の当社株式に係る配当金は、本信託が受領し、当社株式の取得資金や本信託の信託報酬等に充てます。
- (7) その他の本制度の内容  
本制度に関するその他の内容については、取締役会において定めます。

(参考)

本制度の詳細については、2022年5月24日付適時開示「役員退職慰労金制度の廃止及び業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

## 第10号議案 当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件

当社は、2007年5月25日に開催された取締役会において、「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」の導入を決議し、同年6月28日に開催された定時株主総会において、新株予約権無償割当てに関する事項を株主総会の決議又は株主総会から委任された当社取締役会の決議により決定することができることを内容とする定款変更議案とあわせて、株主の皆様からご承認をいただきました。そして、その後、3年ごとに6月下旬開催の定時株主総会において内容を一部修正又は変更した上で継続することをお諮りし、株主の皆様のご賛同をいただいております。

現対応策の有効期間は2022年6月開催予定の2022年3月期に関する当社の定時株主総会の終結の時までとなっているところ、当社は、現対応策の導入後の社会経済情勢の変化、買収防衛策に関する動向及び様々な議論の進展等を踏まえ、現対応策の継続の是非や内容の見直し等について検討してまいりました。そして、2022年5月24日開催の取締役会において、本総会において株主の皆様からご承認をいただくことを条件として、現対応策を一部変更した上で継続することを決議いたしました（以下、変更後の対応策を「本対応策」といいます。）。

つきましては、現対応策を一部修正した上で継続することのご承認をお願いするとともに、定款第13条の定めに基づき、本対応策に記載した条件に従った新株予約権無償割当てに関する事項の決定につき当社取締役会への委任をお願いいたしたいと存じます。本総会において、株主の皆様のご賛同を得られた場合には、本総会の終結後から本対応策の効力が発生することとなります（出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得られなかった場合には、本対応策の効力は発生しません。）。

本対応策において「大規模買付行為」とは、以下①乃至③に該当する買付等をいい（但し、いずれについても、あらかじめ当社取締役会が同意したものを除くこととします。）、「大規模買付者」とは大規模買付行為を行う者及び行おうとする者をいうものとします。

- ①当社が発行者である株券等[1]について、保有者[2]の株券等保有割合[3]が20%以上とすることを目的とした買付行為、又は結果として株券等保有割合が20%以上となるような当社株券等の買付行為等（市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。）その他一切の取得
- ②当社が発行者である株券等[4]について、公開買付け[5]を行う者及びその特別関係者[6]の株券等所有割合[7]の合計が20%以上となる公開買付け
- ③株券等保有割合が20%以上となる保有者又は買付等を行う者とその共同保有者[8]及び特別関係者によって構成されるグループの組成を目的とするもしくは結果として組成となるその他の行為又は当該グループが関与しない行為により当該グループの株券等保有割合が20%以上となった場合において当該グループが議決権割合を1%以上増加させる行為

本対応策の具体的な内容は別紙「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下、「別紙」といいます。）のとおりですが、便宜のため、買収防衛策に関する議論においてしばしば取り上げられる論点に関し、本対応策の内容の要点を以下にまとめましたのでご参照ください。

(1) 本対応策が株主共同の利益の確保に資すると考える理由について

当社及び当社グループが培ってきたビジネスモデルは、日本の映像文化の中心的役割を果たしてきた劇場映画、テレビ映画、アニメ作品等と、それらの作品から生まれた様々なキャラクターを包含する知的財産権の集積及びそれらを生み出し幅広くビジネスとして展開するための経験や知識、技術等の集積を核とするものであります。これらの知的財産権や経験等の集積は当社グループの企業価値の源泉にほかなりませんが、必ずしもそのすべてが当社グループの資産として会計上認識されている訳ではありません。また、この知的財産権の集積が当社グループの利益に貢献する期間や貢献の度合いは、作品等によって大きく異なりますが、ユーザーへの提供技術の発達や利用形態の多様化とあいまって、十数年あるいはそれ以上の長期間にわたって貢献する作品等も存在しており、通常の商品や資産とは異なる特徴を有しております。これらの点を十分に理解することなく当社グループの企業価値を適切に評価することは極めて困難であると思料されます。

当社取締役会は、大規模買付者による大規模買付行為に際し、当社株券等を売却するかどうかは、最終的には当社株券等を保有する当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えております。従って、当社取締役会は、大規模買付行為を一概に否定するものではありません。しかしながら、昨今の国内・国外の資本市場においては、時として、対象となる会社の経営陣との十分な協議を経ることなく、株主への十分な情報の開示もなされない段階で、大規模買付行為が行われるといった動きも見られます。当社取締役会は、このような状況を踏まえて、上記のような当社グループの知的財産権や経験等の集積と、近年の当社株券等の時価総額・資産状況の推移等を考慮した場合、当社株券等がそのような大規模買付行為の対象となる一定の可能性が存在していることは否定できないと判断しております。

そして、そのような状況に鑑み、当社取締役会は、株主の皆様が大規模買付者による大規模買付行為を評価する際、大規模買付者から一方的に提供される情報のみならず、現に当社の経営を担い当社の事業特性を十分に理解している当社取締役会の大規模買付行為に対する意見や代替案等も含めた十分な情報が、適時・適切に株主の皆様へ提供されるとともに、当社取締役会が大規模買付者に対して、当社グループの企業価値についての協議を求めることが可能になることを担保するための手立てをあらかじめ確保しておくこと及び提供された情報や代替案等を踏まえて当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断するために必要な時間を確保することが、株主の皆様にとって有益であり、株主共同の利益の確保に資するものであると考えます。

## (2) 取締役会の恣意的な運用の可能性の排除について

### ①株主の合理的意思に依拠したものであること

当社は、本総会において、本対応策に関する株主の皆様のご意思を確認させていただくため議案としてお諮りしますが、仮に本対応策につき株主の皆様のご賛同が得られなかった場合には、本対応策の効力は発生しません。

さらに、本対応策は、所定の場合には、当社取締役会は、社外者で構成される特別委員会（詳細は別紙ご参照）の勧告を最大限尊重したうえで、株主総会を招集し、対抗措置（詳細は別紙ご参照）の発動又は不発動に関する株主の皆様のご意思を確認することとしております。

また、株主総会の決議を経ることなしに、本対応策の継続や実質的な内容の変更を行うことはありません。（法令の改正・廃止等への対応のための形式的な変更で、実質的な内容の変更を伴わないものを除きます。）

以上のように、本対応策は、当社株主の合理的意思に依拠したものとなっております。

### ②独立性の高い社外者の判断の重視

本対応策において、当社取締役会は、大規模買付行為に対する対抗措置の発動・不発動の決議及び株主の皆様のご意思を確認するための株主総会の招集の決議については、当社の業務執行を行う経営陣から独立し、当社及び当社の経営陣との間に特別の利害関係を有していない社外者で構成される特別委員会の勧告を最大限尊重することとしております。特に、当社取締役会が株主総会の決議を経ることなく対抗措置の発動を決議する場合には、当社取締役会は、特別委員会から、株主の皆様のご意思を確認することなく対抗措置を発動すべき又は発動することが望ましい旨の勧告を取得しなければならないものとしております。（当社取締役会の判断のみで対抗措置を発動できる余地はありません。）

## (3) その他の本対応策の合理性について

### ①買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本対応策は、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しています。

また、本対応策は、企業価値研究会が2008年6月30日に公表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の趣旨も踏まえた内容となっております。従って、本対応策では、対抗措置として大規模買付者等に割り当てられた新株予約権（詳細は別紙ご参照）を当社が取得する場合でも、その対価として金員等の交付を行うことはありません。

### ②デッドハンド型又はスローハンド型買収防衛策ではないこと

本対応策は、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされており、大規模買付者は、自己が指名し、当社株主総会で選任された取締役で構成される取締役会決議により、本対応策を廃止する可能性があります。従って、本対応策は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は、本株主総会において株主の皆様からご承認いただくことを条件に監査等委員会設置会社に移行することを予定しておりますが、監査等委員会設置会社への移行後も取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の任期は1年であり、期差任期制を採用しておらず、また、取締役の解任決議要件の加重を行っておりませんので、本対応策は、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

### ③特別委員会の評価期間の上限を明確にしていること

大規模買付者に対する特別委員会の評価期間は、現金（円貨）による当社株券等の全部買付の場合は最大60日間、それ以外の場合は最大90日間としております。但し、特別委員会が、その期間内に結論に至らない場合には、30日間を限度として合理的に必要な範囲で評価期間を延長することができることとしております。

なお、特別委員会が大規模買付情報の追加情報を求めた場合の回答期限（当社取締役会が大規模買付情報を受領した後最大60日間）を合わせると、現金（円貨）による当社株券等の全部買付の場合は評価期間を延長した場合で最大150日間、それ以外の場合は評価期間を延長した場合で最大180日間となります。

- [1] 金融商品取引法第27条の23第1項に定義される株券等をいいます。以下、別段の定めがない限り同じとします。
- [2] 金融商品取引法第27条の23第1項に定義される保有者及び同条第3項に基づき保有者に含まれる者をいいます。以下同じとします。
- [3] 金融商品取引法第27条の23第4項に定義される株券等保有割合をいいます。以下同じとします。
- [4] 金融商品取引法第27条の2第1項に定義される株券等をいいます。
- [5] 金融商品取引法第27条の2第6項に定義される公開買付けをいいます。以下同じとします。
- [6] 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいいます。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下、別段の定めがない限り同じとします。
- [7] 金融商品取引法第27条の2第8項に定義される株券等所有割合をいいます。以下同じとします。
- [8] 金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下、別段の定めがない限り同じとします。

## 【別紙】当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）

### 1. 本対応策の目的と基本的な考え方

#### (1) 当社における企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の取組みについて

当社は1951年の創立以来、幅広いファンの皆様に支えられ、映画・テレビ・ビデオ・アニメーションその他多様な映像の製作と多角的な営業により、質高く健全なエンタテインメントを提供することに努めてまいりました。

2018年4月には、「東映グループ企業理念」を策定・公表いたしました。

「東映グループ企業理念」は映像製作の絶え間ない継続による『全世界で人々に愛されるエンタテインメントの創造発信』を理念としながら、「映像を中心に明日への糧となるエンタテインメントの創造発信」「キャラクターの創出と育成による日常への癒しの提供」「くつろぎと感動をもたらす非日常の場とサービスの提供」を三位一体として企業活動に従事してまいります。

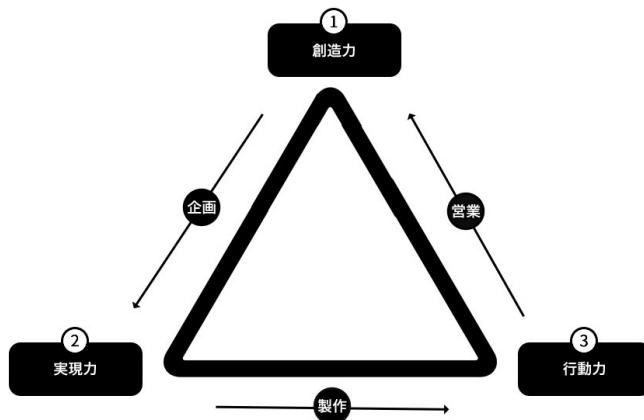


映像部門につきましては、多様化するメディアに柔軟に対応する企画製作体制を構築し、東西両撮影所とデジタルセンターの一体運営や東映アニメーションとの連携を強化して、娯楽性豊かなコンテンツの提供を図ってまいります。

さらにアニメーションや特撮ヒーロー作品などから生まれるキャラクター事業は海外展開や新規創出も含めて拡充してまいります。

また、娯楽発信の拠点としてはティ・ジョイのシネコン事業はもとより京都太秦映画村などのインフラ事業、東映チャンネルや東映特撮ファン倶楽部などの放送メディアや配信アプリ事業などにも力を入れてまいります。

加えて、質高く健全なエンタテインメントを創造発信していく『総合コンテンツ企業』を確立するために、グループ各人が「創造力」「実現力」「行動力」の三位一体の力を発揮し、結集できる体制の構築を目指します。



- ①創造力：コンテンツ(映像やイベント企画、キャラクター創出、顧客サービス向上のアイデアなど)を生み出すための源泉となる力
- ②実現力：グループで培われたノウハウやインフラを最大限に活用して、創造の種を大きく実らせる力
- ③行動力：生まれたコンテンツをあらゆるシーンで有効活用し、全世界へ発信していく力  
3つの力を企画・製作・営業のみならず、あらゆる業務で発揮して、万人に幸福と夢の実現をもたらします。

当社グループは、今後も、上記の「東映グループ企業理念」に続く将来へ向けた取組みについて検討を重ねてまいります。その内容を具体的に決定した場合には、公式ホームページ等を通じて広くお知らせしていく予定であります。

また、当社は、本総会において株主の皆様からご承認いただくことを条件に、監査等委員会設置会社に移行することを予定しており、監査等委員会設置会社への移行後は、当社の取締役会は、取締役12名（うち、監査等委員である取締役4名）で構成され、そのうち独立社外取締役は4名（うち、監査等委員である取締役3名）となる予定（本総会の終結時点）です。この他にも、逐次、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んで、ステークホルダーとの長期にわたる信頼関係を構築し、当社グループの持続的な成長と企業価値ひいては株主共同の利益の長期安定的な向上に努めてまいる所存であります。なお、当社のコーポレート・ガバナンスの状況につきましては、公式ホームページ等に掲載しておりますコーポレート・ガバナンス報告書をご参照ください。

## (2) 大規模買付行為に対する考え方

58ページの「(1) 本対応策が株主共同の利益の確保に資すると考える理由について」をご参照ください。

## (3) 本対応策導入の目的と基本的な枠組み

当社取締役会は、大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるか否かを

株主の皆様が判断するに当たり必要かつ十分な情報・時間及び当社取締役会による代替案の提示を受ける機会を確保するために、一定の合理的な仕組みを設けることが必要であると判断しております。当社取締役会は、大規模買付行為が、このような大規模買付行為に関するルール（以下、「大規模買付ルール」といい、その詳細は下記2.「大規模買付ルールの内容」にて後述します。）に従って行われることが、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に資すると考えております。

本対応策において、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合や、大規模買付ルールを遵守した場合であっても当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうおそれがあると当社取締役会により最終的に判断される場合には、当社取締役会は、特別委員会（下記3.「特別委員会の設置」ご参照）の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置として新株予約権の無償割当て（下記5.「当社取締役会による決議及び対抗措置の具体的内容」及び添付資料1「新株予約権の無償割当ての概要」ご参照）の実施（以下、「対抗措置」といいます。）を決議することができるものとします。

なお、特別委員会は、勧告を行うに際し、対抗措置の発動に関して、あらかじめ株主の皆様のご意思を確認するための株主総会（以下、「株主意思確認総会」といいます。）を開催すべき旨の勧告を行うことができるものとし、当該勧告がなされた場合には、当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重した上で、株主意思確認総会の招集を決議することができるものとします。

さらに、上記にかかわらず、当社取締役会が、取締役の善管注意義務に照らし株主の皆様のご意思を確認することが適切であると判断した場合にも、当社取締役会は、株主意思確認総会を招集し、対抗措置の発動又は不発動に関する株主の皆様のご意思を確認することができるものとします。

株主意思確認総会の決議は、出席された議決権を行使できる株主の皆様の議決権の過半数によって決するものとし、株主意思確認総会において対抗措置を発動することが可決された場合には、当社は対抗措置を発動するものとします。他方、株主意思確認総会において対抗措置を発動することが否決された場合には、当社は対抗措置を発動しないものとします。

なお、取締役会は、株主意思確認総会を開催することなく対抗措置を発動することを決議する場合には、特別委員会から、株主の皆様のご意思を確認することなく対抗措置を発動すべき又は発動することが望ましい旨の勧告を取得しなければならないものとします。

## 2. 大規模買付ルールの内容

大規模買付ルールとは、大規模買付者が大規模買付行為に先立って、当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、その情報に基づき特別委員会が当該大規模買付行為について検討・評価を行うための期間を設け、かかる期間が終了し、対抗措置に関する当社取締役会の決議が行われるまで（株主意思確認総会を招集する決議の場合には、株主意思確認総会の終結時まで）大規模買付行為を開始してはならないとするものです。

大規模買付ルールの概要は、以下のとおりです。

### (1) 大規模買付情報の提供

大規模買付行為を実施しようとする大規模買付者には、当該大規模買付行為に先立ち、当社取締役会に対して、下記の各号に定める買付等の内容の検討に必要かつ十分な情報（以

下、「大規模買付情報」といいます。)及び大規模買付ルールに従う旨の誓約文言を日本語で記載した書面(以下、総称して「買付説明書」といいます。)を当社の定める書式により提出していただきます。

記

- ①大規模買付者及びそのグループ(主要な株主又は出資者及び重要な子会社・関連会社、共同保有者及び特別関係者、ファンドの場合は組合員、出資者その他の構成員及び業務執行組合員を含みます。)の概要(具体的名称、住所、国内連絡先、資本構成、出資割合、財務内容、役員の名及び略歴並びに事業内容を含みます。)
- ②大規模買付行為の目的、方法及び内容(買付対価の種類・価額・内容、買付の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為完了後、当社が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨及びその理由並びに買付方法の適法性、買付実行の蓋然性を含みます。)
- ③買付価額の算定根拠(算定の前提となる事実・仮定、算定方法及び算定に用いた数値情報並びに大規模買付行為その他一連の取引によるシナジーの額及びその算定根拠等を含みます。)
- ④大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡が存する場合にはその内容
- ⑤買付資金の裏付け(当該資金の供与者(実質的供与者を含みます。)の概要(具体的名称、資本構成等を含みます。)、既に保有する当社株券等に関する担保設定状況、当社の資産又は今後取得する当社株券等に関する担保設定予定・時期、その他買付資金調達に関する一連の取引の内容を含みます。)
- ⑥大規模買付行為完了後に意図する当社及び当社グループの経営方針並びに事業計画(資金計画、投資計画、資本政策、配当政策及び資産活用等)の主な内容
- ⑦大規模買付行為完了後に意図する当社及び当社グループの企業価値を継続的かつ安定的に向上させるための施策並びに当該施策が当社及び当社グループの企業価値を向上させることの根拠
- ⑧大規模買付行為完了後における当社及び当社グループの従業員、取引先、顧客等の主要な利害関係者との関係についての方針
- ⑨その他特別委員会が特に必要と判断する情報

当社取締役会は、大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提出された買付説明書については、速やかに特別委員会に提供することとします。特別委員会は、これを受けて、当該買付説明書の記載内容が大規模買付情報として十分か否かを速やかに確認し、不十分であると判断した場合には、適宜回答期限(当社取締役会が買付説明書を受領した後60日を上限とします。)を定めた上で、直接又は当社取締役会を通じて、大規模買付者に対し追加情報を日本語で提出していただくよう求めることがあります。

また、大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提出された大規模買付情報は、法令及び当社が上場する金融商品取引所の規則の遵守を前提に特別委員会の意見も勘案し当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部又は一部を公表します。

(2) 特別委員会による大規模買付情報の検討・評価等

特別委員会が、大規模買付者から大規模買付情報として十分な情報を全て受領したと認め

たときは、直接又は当社取締役会を通じて、速やかにその旨を公表します。特別委員会は、当該公表日を開始日とし、対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社株券等の全ての買付の場合には60日間、その他の大規模買付行為の場合には90日間を「特別委員会評価期間」として、検討、評価、意見形成を行うものとし、

特別委員会評価期間の開始の前後を問わず、特別委員会は、大規模買付情報の検討及び比較のため必要と認めるときは、当社取締役会に対しても、適宜回答期限（30日を上限とします。）を定めた上で、当該大規模買付行為に対する取締役会の意見、その根拠資料及び企業価値向上のための代替案その他特別委員会が必要と認める情報・資料等を提供するよう求めることがあります。また、検討、評価及び意見形成並びに大規模買付行為に関する条件の改善に必要と認められるときは、特別委員会もしくは当社取締役会が大規模買付者との間で協議・交渉し、又は当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

特別委員会は、その判断が当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、当社の費用で独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、弁護士、税理士、公認会計士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を受けながら、提供された大規模買付情報及び当社取締役会から提供された情報・資料等（取締役会による企業価値向上のための代替案を含みます。）を十分に検討・評価し、特別委員会としての意見（対抗措置の発動の是非及び株主意思確認総会の招集の是非に関する勧告を含みます。）を慎重に取りまとめることとします。

特別委員会は、特別委員会の意見を取りまとめた後、直接又は当社取締役会を通じて、大規模買付者に対して当該意見を通知するとともに適時・適切に公表します。

なお、特別委員会が、特別委員会評価期間内に意見の公表又は対抗措置発動の是非を勧告するに至らない場合には、30日間を限度として合理的に必要な範囲で評価期間を延長することができます。この場合、特別委員会は、評価期間を延長するに至った理由、延長期間その他特別委員会が適切と認める事項について、当該延長の決定後速やかに、直接又は当社取締役会を通じて、情報開示を行います。

大規模買付者は、特別委員会の勧告を経て当社取締役会の決議が行われるまで（株主意思確認総会を招集する決議の場合には、株主意思確認総会の終結時まで）、大規模買付行為を開始してはならないものとし、

### 3. 特別委員会の設置

当社は、当社取締役会による恣意的な判断を防止するため、当社取締役会から独立した組織として特別委員会を設置します。

特別委員会の委員は3名以上5名以内とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立し、当社及び当社の経営陣との間に特別の利害関係を有していない社外取締役及び社外有識者（弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者、又はこれらに準ずる者）の中から選任されるものとし、

なお、本対応策における特別委員会の委員は、添付資料2「特別委員会の委員の略歴」に記載のとおり予定しております（現在の委員から変更ありません。）。

当社取締役会は、取締役としての忠実義務及び善管注意義務に従って、大規模買付ルールが遵守されたか否か、並びに大規模買付ルールが遵守された場合であっても大規模買付行為

が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく毀損するおそれがあるため、対抗措置を発動すべきか否かについて検討し、取締役会としての見解（企業価値向上のための代替案を含みます。）を決定するものとし、株主意思確認総会を開催することなく大規模買付行為に対する対抗措置の発動を決議する場合には、特別委員会の勧告に従って行わなければならないものとし、

#### 4. 大規模買付行為がなされた場合の特別委員会の勧告

##### (1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合（大規模買付者から提出された情報が株主の皆様の判断及び特別委員会の検討・評価のために必要な大規模買付情報として不十分である場合並びに特別委員会が定めた回答期限までに大規模買付者から追加情報が提出されなかった場合を含みます。）には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、特別委員会は、当社の企業価値及び株主共同の利益を守ることを目的として、当社取締役会の諮問に基づき、対抗措置を発動するよう当社取締役会に勧告することができるものとし、

但し、特別委員会は、大規模買付者から提供された情報の一部が最終的に不十分な場合であっても、そのことのみを理由に大規模買付ルールに違反したという認定は行わないものとし、特別委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールの一部を遵守していないと認められる場合であっても、大規模買付ルール違反の重要性その他の状況を総合的に判断して当社取締役会への勧告の内容を決定するものとし、

##### (2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、特別委員会は、当社取締役会の諮問に基づき、原則として、大規模買付行為に対する対抗措置の不発動の決議を行うよう勧告します。

但し、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当社取締役会の諮問に基づき、特別委員会が、大規模買付情報の検討・評価等の結果、当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと判断した場合には、特別委員会は、当社の企業価値及び株主共同の利益を守ることを目的として、株主の皆様のご意思を確認することなく対抗措置を発動すべき又は発動することが望ましい旨を当社取締役会に勧告することがあります。具体的には、以下のいずれかに該当すると認められる場合には、大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合に該当する可能性があります。

- ① 真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社株券等を当社関係者に引き取らせる目的で当社株券等の買付を行っている判断される場合（いわゆるグリーンメーラー）
- ② 当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で当社株券等の買付を行っている判断される場合
- ③ 当社の経営を支配した後に、当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社株券等の買付を行っている判断される場合
- ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の

高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株券等の高値売り抜けをする目的で当社株券等の買付を行っているとは判断される場合

- ⑤大規模買付者の提案する当社株券等の買付方法が、強圧的二段階買収（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うこと）等、株主の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主に当社株券等の売却を強要するおそれがあると判断される場合（但し、部分的公開買付けであることをもって当然にこれに該当するものではない。）
- ⑥大規模買付者の提案する当社株券等の買付条件（買付対価の種類・価額、内容、時期、方法、実現可能性を含むがこれに限らない。）が、当社の企業価値に照らして著しく不十分又は不適切なものであると合理的な根拠をもって判断される場合
- ⑦大規模買付者による支配権取得により、当社株主はもとより、従業員、取引先、地域社会その他の利害関係者との関係又は当社ブランド価値を破壊し、当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく毀損するおそれがあると合理的な根拠をもって判断される場合
- ⑧大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合

但し、特別委員会は、当社取締役会に、株主の皆様のご意思を確認することなく対抗措置を発動すべき又は発動することが望ましい旨の勧告を行った後であっても、上記勧告後に大規模買付者が大規模買付行為を撤回した場合、又は上記勧告の判断の前提となった事実関係に変動が生じ、大規模買付行為が上記①乃至⑧に該当しないと判断するに至った場合等には、改めて当社取締役会に対し、対抗措置の発動の中止を勧告し、又は既に行った対抗措置の発動勧告等を撤回することができるものとします。

### (3) 株主意思確認総会を開催すべき旨の勧告

特別委員会は、上記(1)及び(2)に記載したとおり、当社取締役会の諮問に基づき、対抗措置の発動の決議を行うよう当社取締役会に勧告することができますが、上記(2)①乃至⑧に該当するか否かの判断が困難である場合のほか、特別委員会で検討・評価等を行った結果、相当であると判断した場合には、対抗措置の発動に関する株主意思確認総会の招集を決議すべき又は招集を決議することが望ましい旨を当社取締役会に勧告することができるものとします。

## 5. 当社取締役会による決議及び対抗措置の具体的内容

当社取締役会は、対抗措置の発動・不発動の決議及び株主意思確認総会の招集の決議等の際して、その公正さを担保するために、以下の手続きを経ることとします。

- (1) 当社取締役会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合又は遵守する場合のいずれの場合においても、特別委員会に対し、買付説明書を提示した上でその内容の検討・評価並びに対抗措置の発動の是非及び株主意思確認総会の招集の是非について諮問します。なお、当社取締役会は、取締役としての忠実義務及び善管注意義務に従って、大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく毀損するおそれがあるか否か、対抗措置を発動すべきか否かについて検討し、取締役会としての見解（企業価値向上のための代替案を含みます。）を決定して特別委員会への諮問の際して当該見解を申述した

り、あるいは当該見解を公表したりすることがあります。

(2) 特別委員会は、この諮問に基づき、上記4.「大規模買付行為がなされた場合の特別委員会の勧告」に定めるところに従って対抗措置の発動の是非及び株主意思確認総会の招集の是非について判断し、当社取締役会に対して勧告を行います。

(3) 当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重し、速やかに対抗措置の発動、不発動、中止又は株主意思確認総会の招集その他必要な決議を行うものとし、

(4) 上記にかかわらず、当社取締役会は、取締役の善管注意義務に照らし株主の皆様のご意思を確認することが適切であると判断した場合には、株主意思確認総会を招集し、対抗措置の発動又は不発動に関する株主の皆様のご意思を確認するものとし、

なお、株主意思確認総会の招集手続は、法令及び当社定款の定めに従い可能な限り速やかに実施するものとし、

定時株主総会又は臨時株主総会と併せて開催することもできるものとし、

(5) 株主意思確認総会の決議は、出席された議決権を行使できる株主の皆様の議決権の過半数によって決するものとし、株主意思確認総会において対抗措置を発動することが可決された場合には、当社は対抗措置を発動するものとし、

他方、株主意思確認総会において対抗措置を発動することが否決された場合には、当社は対抗措置を発動しないものとし、

(6) なお、取締役会は、株主意思確認総会を開催することなく対抗措置を発動することを決議する場合には、特別委員会から、株主の皆様のご意思を確認することなく対抗措置を発動すべき又は発動することが望ましい旨の勧告を取得しなければならないものとし、

当社取締役会がこれらの決議を行った場合には、法令及び当社が上場する金融商品取引所の規則等に従って、当該決定について適時・適切に公表します。

当社取締役会は、本対応策に基づく対抗措置を発動する場合には、新株予約権の無償割当てを行うことを予定しております。この場合、大規模買付者及びそのグループ（以下、「大規模買付者等」といいます。）による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が当該大規模買付者等以外の者から当社株式と引き換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権（その詳細は添付資料1「新株予約権の無償割当ての概要」にて後述します。）を、その時点の全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法（会社法第277条以下に規定されます。）により割当てます。

## 6. 株主及び投資家の皆様に与える影響等

(1) 本対応策効力発生時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本対応策の効力発生時には、対抗措置として予定している新株予約権の無償割当て自体は行われません。従って、株主及び投資家の皆様の法的権利又は経済的側面に直接的な影響を与えることはありません。

(2) 対抗措置発動時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会は、当社の企業価値及び株主共同の利益を守ることを目的として、上記5.「当社取締役会による決議及び対抗措置の具体的内容」に記載した対抗措置である新株予約権の無償割当てを実施することがあります。

対抗措置の発動時には、大規模買付者等以外の株主の皆様が、法的権利又は経済的側面に

において格別の損失を被るような事態は想定しておりません。対抗措置である新株予約権の無償割当てが行われる場合は、当社が当該新株予約権の取得の手続きをとることにより、大規模買付者等以外の株主の皆様は、新株予約権の行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該新株予約権の取得の対価として当社株式を受領するため格別の不利益は発生しません。但し、当社が新株予約権を取得する日までに、大規模買付者等でないこと等を誓約する当社所定の書式による書面をご提出いただけない株主の皆様（当社がかかる誓約書の提出を求めた場合に限りです。）に関しましては、他の株主の皆様が当該新株予約権の無償割当てを受け、当該新株予約権と引き換えに当社株式を受領することに比して、結果的に、その法的権利又は経済的側面において不利益が発生する可能性があります。

なお、特別委員会の勧告を受けて、当社取締役会が当該新株予約権の発行の中止又は発行した新株予約権の無償取得（当社が新株予約権を無償で取得することにより、株主の皆様は新株予約権を失います。）を行う場合には、当該新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後（権利落日以降）に当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

大規模買付者等については、大規模買付ルールを遵守しない場合や、大規模買付ルールを遵守した場合であっても大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、対抗措置が発動されることにより、結果的に、その法的権利又は経済的側面において不利益が発生する可能性があります。本対応策は、大規模買付者等が大規模買付ルールに違反することがないようにあらかじめ注意を喚起するものであります。

### (3) 対抗措置発動に伴って株主の皆様に必要な手続き

対抗措置である新株予約権の無償割当てが行われる場合には、当社株主の皆様は、引受けの申込みを要することなく当該新株予約権の割当てを受け、また、当社が当該新株予約権の取得の手続きをとることにより、新株予約権の行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになるため、申込みや払込み等の手続きは必要となりません。

但し、この場合、当社は、当該新株予約権の割当てを受ける株主の皆様に対し、別途、ご自身が「大規模買付者等でないこと等を誓約する当社所定の書式による書面のご提出を求めることがあります。

また、新株予約権の無償割当てを受けるためには、別途当社取締役会が決定し公告する新株予約権の無償割当ての基準日（以下、「割当基準日」といいます。）における最終の株主名簿に記載又は記録される必要があります。

これらの手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権の無償割当てを行うことになった際に、法令及び当社が上場する金融商品取引所の規則等に基づき別途お知らせします。

## 7. 本対応策の導入手続き

本対応策の導入については、当社定款第13条の定めに基づき、本対応策に記載した条件に従った新株予約権無償割当てに関する事項の決定を行うことを当社取締役会に委任する旨の議案を本総会に付議し、株主の皆様のご承認をいただくことを条件とします。

## 8. 本対応策の有効期間並びに廃止及び変更

本対応策の有効期間は、本総会の終結後から2025年6月開催予定の2025年3月期に関する当社の定時株主総会の終結の時までといたしますが、本総会で株主の皆様の賛同が得られなかった場合にはその効力は発生せず、また、本総会で株主の皆様の賛同が得られた場合であっても、有効期間満了前に株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本対応策を廃止する旨の決議が行われた場合又は当社の株主総会において本対応策を廃止する旨の議案が承認された場合には、本対応策はその時点で廃止されます。

さらに、当社取締役会は、今後の法令改正、司法判断の動向及び当社が上場する金融商品取引所その他の公的機関の対応等を踏まえ、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の観点から、必要に応じて本対応策の見直し等、適切な措置を講じてまいりたいと考えております。その際における本対応策の変更は、その都度株主総会において議案としてお諮りし、株主の皆様のご賛同を得た上で行うこととします。

なお、本対応策で引用する法令の規定は、2022年5月24日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以降、法令改正（法令名の変更や旧法令を承継する新法令の制定を含みます。）があり、それらが施行された場合には、本対応策において引用する法令の条文の各条項は、当該改正後のこれらの法令の各条項を実質的に承継する法令の各条項に、それぞれ読み替えられるものとするほか、字句の修正等の形式的もしくは技術的な修正又は変更（実質的な内容の変更を伴うものを除きます。）については当社取締役会が行うことができるものとします。

## 9. その他

(1) 本対応策は、2022年5月24日に開催された当社取締役会において、社外取締役1名を含む出席取締役全員の賛成により、一部変更及び継続並びに本総会に付議することが決定されたものであり、また、当社監査役会（社外監査役2名を含む全員が出席）におきましても、本対応策を一部変更及び継続並びに本総会に付議することに賛同する旨の決定がされております。

(2) 本対応策の合理性について

58ページ以下の「（1）本対応策が株主共同の利益の確保に資すると考える理由について」「取締役会の恣意的な運用の可能性の排除について」及び「その他の本対応策の合理性について」をご参照ください。

(3) 参考資料

添付資料1 新株予約権の無償割当ての概要

添付資料2 特別委員会の委員の略歴

添付資料3 本対応策のフローチャート

## (添付資料1) 新株予約権の無償割当ての概要

### 1. 新株予約権の無償割当ての対象となる株主及びその割当方法

当社取締役会で定める割当基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有株式（但し、当社の有する当社株式を除く。）1株につき1個の割合で、払込みをさせないで新株予約権を割当てる。

### 2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数は当社取締役会が別途定める数とする。但し、当社が株式分割又は株式併合その他を行う場合は、所要の調整を行うものとし、調整の結果生ずる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

### 3. 株主に割当てる新株予約権の総数

割当基準日における当社の最終の発行済株式数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を除く。）を上限とする。

### 4. 新株予約権の行使に際して出資される財産及びその価額

新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は1株当たり1円を下限とし割当基準日における時価の2分の1を上限とする金額の範囲内で当社取締役会が定める額とする。

### 5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における資本金及び資本準備金

新株予約権の行使により当社株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額は、当社取締役会が別途定める額とする。

### 6. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

### 7. 新株予約権の行使条件

以下の者は新株予約権を行使することができないこと等を行使の条件として定める。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

(i) 特定大量保有者[1]

(ii) その共同保有者[2]

(iii) 特定大量買付者[3]

(iv) その特別関係者[4]

(v) 上記(i)乃至(iv)記載の者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者

(vi) 上記(i)乃至(v)記載の者の関連者[5]

## 8. 当社による新株予約権の取得

- (1) 当社は、当社取締役会において定める取得日が到来したときに、新株予約権（但し、上記7.「新株予約権の行使条件」に記載される新株予約権を行使できない者が有する新株予約権を除く。）を取得し、これと引き換えに当社普通株式を交付することができるなどの条件を付した取得条項を定める。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。
- (2) 当社は、新株予約権の行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別に定める日において、全ての新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 当社が、上記7.「新株予約権の行使条件」記載の新株予約権を行使できない者が有する新株予約権を取得する場合には、その対価として金員等の交付は行わないものとする。

## 9. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会において別途定めるものとする。

## 10. 新株予約権証券

新株予約権に係る新株予約権証券は、発行しないものとする。

- [1] 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者もしくは20%以上であると当社取締役会及び特別委員会が認めた者をいう。
- [2] 「共同保有者」とは、金融商品取引法第27条の23第5項に定義される者及び同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者（当社取締役会及び特別委員会がこれらに該当すると認めた者を含む。）をいう。
- [3] 「特定大量買付者」とは、公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される。）の買付け等（同法第27条の2第1項に定義される。以下同じ。）の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含む。）に係る株券等（同法第27条の2第1項に定義される。）の株券等所有割合とその者の特別関係者の株券等所有割合とを合計して20%以上となる者（当社取締役会及び特別委員会がこれに該当すると認めた者を含む。）をいう。
- [4] 「特別関係者」とは、金融商品取引法第27条の2第7項に定義される者（当社取締役会及び特別委員会がこれに該当すると認めた者を含む。）をいう。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除く。
- [5] 「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会及び特別委員会が認めた者、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会及び特別委員会が認めた者をいう。

## (添付資料2) 特別委員会の委員の略歴

特別委員会の委員は、以下の3名を予定しております。(現在の委員から変更ありません。)

氏名 幣 原 廣 (しではら ひろし)

略歴

1979年 4月 法務省入省  
1982年 4月 弁護士登録 (現在に至る)  
1991年 10月 銀座東法律事務所開設  
1999年 4月 第二東京弁護士会副会長  
2002年 4月 日本弁護士連合会事務次長  
2007年 6月 前澤給装工業(株)社外監査役  
2008年 8月 タマホーム(株)社外監査役 (現在に至る)  
2011年 4月 日本弁護士連合会常務理事  
2013年 6月 中外鋳業(株)社外監査役 (現在に至る)  
2014年 9月 弁護士法人東京フロンティア基金法律事務所所長 (現在に至る)  
2015年 6月 日本郵便(株)社外監査役 (現在に至る)  
2015年 6月 前澤給装工業(株)社外取締役  
その他、新司法試験委員歴任

氏名 神 津 信 一 (こうづ しんいち)

略歴

1980年 4月 税理士登録 (現在に至る)  
1980年 7月 神津信一税理士事務所開設  
2005年 6月 東京税理士会副会長  
2005年 7月 日本税理士会連合会常務理事  
2006年 6月 当社社外監査役 (現在に至る)  
2010年 1月 KMG税理士法人 (現 神津・山田税理士法人) 設立、代表社員 (現在に至る)  
2011年 6月 東京税理士会会長  
2011年 7月 日本税理士会連合会副会長  
2015年 7月 日本税理士会連合会会長 (現在に至る)  
2016年 6月 (株)ランドコンピュータ社外取締役 (現在に至る)  
※同氏は、東京証券取引所が定める独立役員として届け出ております。

氏名 佐 貴 葉 子 (さぬき ようこ)

略歴

1981年 4月 弁護士登録 (現在に至る)

2001年11月 NS 総合法律事務所開設

2003年 6月 (株)クラヤ三星堂 (現 (株)メディパルホールディングス) 社外監査役

2007年 6月 明治乳業(株)社外監査役

2009年 4月 明治ホールディングス(株)社外取締役

2012年 6月 (株)りそなホールディングス社外取締役 (監査委員)

2015年 6月 (株)りそなホールディングス社外取締役 (監査委員会委員長)

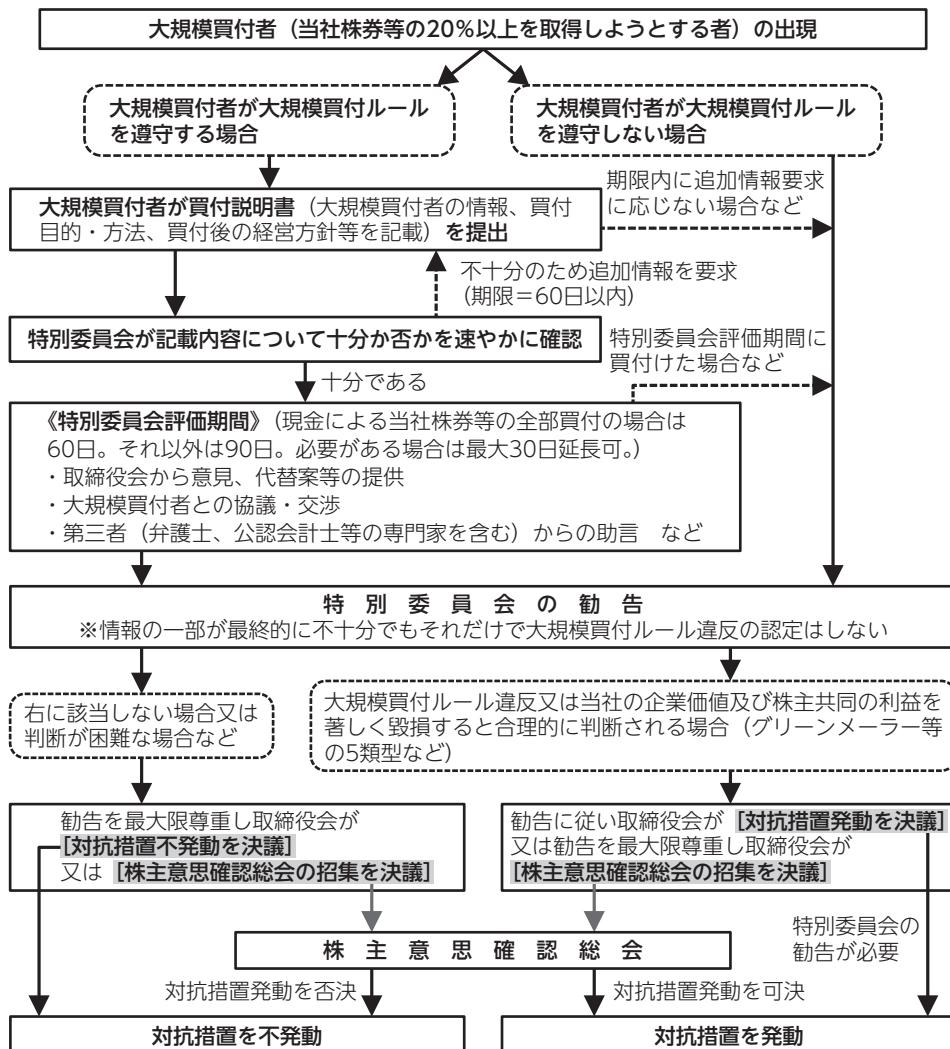
2019年 6月 (株)メディパルホールディングス社外監査役 (現在に至る)

2020年 6月 日本女性法律家協会会長 (現在に至る)

(注) 佐貴葉子氏の戸籍上の氏名は、板澤葉子であります。

(添付資料3) 本対応策のフローチャート

このフローチャートは、あくまでも本対応策に対するご理解に資することのみを目的に、参考として作成しております。本対応策の詳細につきましては、本文をご覧ください。



以上







# 株主総会会場ご案内図



- J R 線  
有楽町駅下車（中央口又は銀座口）徒歩約 5 分
  - 東京メトロ
    - 丸ノ内線 銀座駅下車（C 6 出口又はC 8 出口）徒歩約 2 分
    - 日比谷線 銀座駅下車（C 6 出口又はC 8 出口）徒歩約 3 分
    - 銀座線 銀座駅下車（C 6 出口又はC 8 出口）徒歩約 5 分
    - 有楽町線 有楽町駅下車（D 7 出口又はD 8 出口）徒歩約 5 分
    - 有楽町線 銀座一丁目駅下車（4 番出口）徒歩約 4 分
- ※ 駐車場のご用意はございませんので、公共交通手段をご利用くださいますよう、お願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。